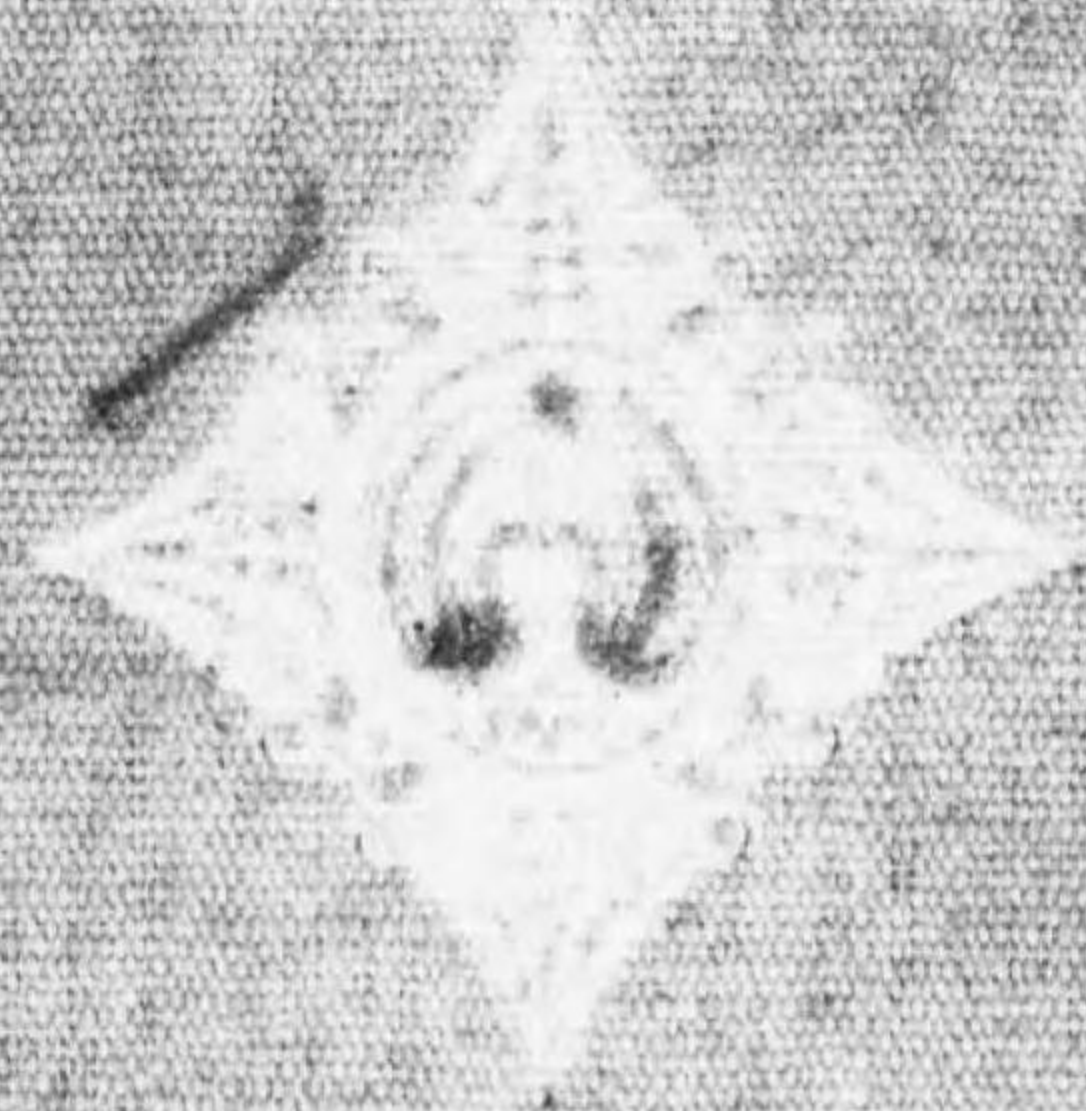


527
37

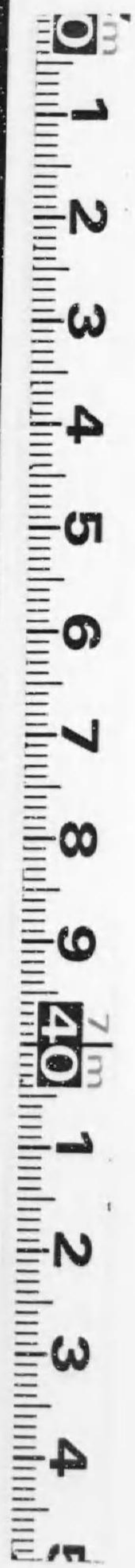
ZAIKAISOSHU

銀行の見える方



銀行は
財界に分布せる
通商の

HOBUNKWAN



始



法學博士 平沼淑郎監修
同交會 經濟研究部編述



銀行
の
見方

東京 寶文館藏版

大正
13. 9. 25
内交

527-37

序

曩日同交會編纂の金融の見方を校閲して感慨措く能はざるものがあつた。そもく金融は財界の血液であつた一日もその生命の維持に缺くべからざるものである。然るに世人は概ね皆これを等閑視して殆どこれに一顧をも附せざるの觀がある。さるをここの二三年來今更のごとくに周章狼狽してその處置を攷究せんとするの念を起したかの如くに思はれる。これ平素健康状態にあるものが衛生の法を講ずることをせずして一旦病魔の侵すところとなつて始めて吃驚仰天するのと何の擇ぶところがあらう。常時血壓の高低を考査し血液循環の状態を観察し以てその疾患を未然に防遏する必要があるならば財界の生命を維持する金融について常時考査觀察を怠らず、破綻の慘禍を免るるに努力せねばならぬことは觀易き道理である。血液の通路たる血管の硬化が百病の源となることを知らば何時もその状態に注意せねばならぬことは論を俟たぬ。

金融の血管は銀行である。その硬化すると否とは實に財界安否の繫るところであつてこれを等閑に附するには財界衛生の法を知らざるものと謂つて不可はなからう。然るに世人は一旦銀行の破綻せんとするを知るや狂奔して預金の引出をなし、甚しきは風聲鶴唳健實なる銀行にまで累を及すことがある。さるにても平常は銀行が何如なることをなしつつあるかを觀察することもなく殆ど風馬牛の狀をなすもの天下比々皆然りである。具眼の人士より見れば咄々怪事と評するの外はない。

然れども仔細に考慮するときはその理由がないでもない。世人は身體の衛生を重すべきことを知つてゐるとしても身體が如何に作用をなしつつあるかを知らねば萬一に處するの講究をなし得ざるは理の當然である。血壓が高くなつて驚いたとて血管の硬化せるや否やを鑑別しこれに適應する衛生法を知らずんば何の詮がある。これと同じく財界の血管たる銀行の狀態を識別するの法を知らずんば何如にして財界の平安を保ち得るかを考ふるに至る理由がない。こゝにおいてか血液循環の理を知つて而して血

管の健否を識別するの法を傳ふるは衛生家の最も急務とするところである。由是觀之金融の觀察を一考したる後銀行業務について世人の注意を促さんとしこゝに銀行の見方の編纂を企てたるは順序上適當のこと、謂はねばならぬ。

淑郎今次もまた本書監修の任に膺つてこれを通覽するによく病因を調査し世人をして率由するところを知らしめたるは大なる効果と謂はなければならぬ。讀者これを一讀せば財界の疾患に對する平素の注意を怠るべからざることを知悉すると同時にこれに善處する方法をも會得すべしと確信する。この點において本書の最も有效なる所以を宣傳するに躊躇せぬ。これによつて常時觀察を怠らざれば財界の疾患は比較的少かるべきに庶幾からんか。

大正十三年七月十七日暑氣蒸すが如きの夜
稻巻鶴街の僑居に於いて血壓を測定しつつ

平沼淑郎識す

周甲何堪隔世思

魂回竹馬戲嬉時

當年小照篋中在

笑見痴於孫女姿

大正甲子還曆作

鶴峰

(4)

はしがき

本書は銀行本来の業務を土臺として「内容の良否は如何にして見るべきか」てふ目標の下に、第一章から第八章までは、理論的立場からまた第九章以下は實際の立場から、各その見方を述べました。なるべく具體的と思つて、假設銀行を作つて説明に引例しました。

我が國の金融機關には銀行あり、信用組合あり、信託業あり、無盡業あり、有價證券割賦販賣業あり、質屋あり、金貸業あり、官營の郵便貯金あり、その種類も多く、したがつて營業の方法にも多々あります。しかして金融といはゞ銀行。銀行といはゞ金融といつたやうに銀行は金融唯一の機關の如くになつて居ります。

近來官民共に小銀行對立の不利に於て資本集中の利益なるに鑑み、合併の氣運に向ひ、その實現數も年々増加せるに拘らず、大正十二年末現在における全國銀行數はなほ一千八百四十五を算して居ります。試みに國土の面積と人口とに比較概算すれば

面積平均二方里、人口三千五百人に對して一銀行があることになります。これに支店を加ふれば、少くとも四倍の數に達することは確實であります。この一事を以て見ても、いかに金融機關として銀行が必要視されてゐるかをうかがふに足るのであります。こゝにおいてそれだけ銀行が國民の日常生活に近接し、その一張一弛の影響するところが大であることを感知せざるを得ないのであります。社會の複雑繁瑣となるにしたがひ經濟界の動搖も多く、吾々の生活を脅威することが多大であります。この秋にあたり、財界に汎く分布せる銀行に信用を置き得ないことは、遺憾の極みであるが、これも世のまゝならぬ一つの例證で、今更慨嘆するとも一朝一夕にはいかんともなし得ないのであります。畢竟自ら信じ得るところに、信を置くに如かずといふことになるのであります。

右申すやうな理で、金融機關改善の急はいふまでもなく、銀行選擇の必要も亦緊切であることは世人の等しく認むるところであります。本會はこゝに鑑み、さきに財界

叢書第一編として金融の見方を公刊しましたが、こゝに又本會顧問平沼淑郎博士の校閱を煩はし、本書を公表することに致した次第であります。

幸にして、本書が金融界に對し、銀行利用者の參考乃至は一般公民教育の資料の一助ともならば、幸の至りであります。

大正十三年五月十日第四十八回帝國議會解散後の

衆議院議員總選舉の當日運動員の往來しげきを觀じつゝ

同交會 野田 澤 軍 治 識

大正十二年末現在全國銀行數比較

(大藏省調査)

種類別	元年末	十二年末
普通銀行	一、四五六	一、七〇六
貯蓄銀行	六四〇	一三九
合計	二、〇九六	一、八四五

銀行の見方目次

- 一 銀行とは……………一
 - 法制上では——學者は——世間では——要するに
- 二 銀行の種類……………五
 - 特殊銀行——普通銀行——貯蓄銀行——短期商業金融銀行——長期投資金融銀行
- 三 銀行の業務……………七
 - 第一 預金……………八
 - 當座預金——特別當座預金——定期預金——通知預金——別段預金

第二 貸出……………二

證書貸付——當座貸越——手形貸付——手形割引——荷爲替
手形割引

第三 附帶業務……………六

爲替——支拂承諾——保護預——有價證券貸借——代金取立

四 銀行の職責……………三

不生産資金を吸収すること——有用なる生産業に投資すること——信用取引の發達を圖ること——穩健着實なること

五 銀行の組織……………四

第一 銀行設立上の組織……………四

株式組織——合名組織——合資組織——個人組織

第二 銀行内部の組織……………六

六 銀行資金の源……………四

第一 資本金勘定に屬するもの……………四

資本金——積立金——後期繰越金

第二 資本金勘定以外のもの……………七

諸預金——諸借入金——爲替殘高——其他

七 資金の運用……………五

第一 社會委仕上より見たる資金の運用……………五

其の土地にて借入たる資金は先づ其の土地に放資すべきこと
——其の土地の商業又は重要生産業助長のため運用すること
——投機の性質を帯ぶるものに投資せざること

第二 銀行自衛上より見たる資金の運用……………五

資本金勘定に屬する資金——預金勘定に屬する資金——借入金——其の他の資金

第三 資金運用上の注意

情實貸を避くること——固定貸をなさざること——貸付金額を制限すること

八 營業報告

第一 營業報告とは

營業報告書——貸借對照表——損益計算書——準備金及損益金の處分方法に關する書面

第二 營業報告の見方

同一年における上下兩半季の報告を通覽すること——每半季の營業報告を比較すること——貸借對照表を基準として全報

告を解剖すること

第三 營業報告の簡單なる見方

九 株式の時價

資本金勘定を基準とせる時價——配當高を基準とせる時價——株式の買占め——蝸配當

十 暖簾の大小

營業權——設立古く世間に知れ互ること——優良なる取引先を擁すること——地に利あること

十一 經營の方針

第一 支店の設置

支店設置の利益——支店設置の不利

第二	營業用店舗	二一九
第三	廣告宣傳	二一九
第四	重役の員數	二二〇
第五	合併	二二〇
第六	資本の増加	二二三
第七	他の業務兼營	二二五
十一	銀行間の連絡	二二六
第一	銀行間資金の疎通	二二七
	親子關係——コール市場	
第二	銀行組合	二三二
	手形交換所組合——銀行集會所組合——預金利子協定組合	
十三	銀行の検査	二四〇

第一	外部から行ふ検査	二四二
	國家が行ふ検査——親銀行が小銀行に對して行ふ検査——其 他の検査	
第二	内部にて行ふ検査	二四六
十四	銀行當事者の資格及責務	二四八
	當務者——業務監督者	
十五	銀行の監督	二五八
	株主總會——監査役	
十六	銀行員の素質	二五九
十七	觀察上の注意	二六六
	觀察研究の立場——觀察研究の方法——斷案の下し方	

十八 結び……………一六九

附 録

(1) 假設銀行貸借對照表……………一七三

(2) 同 損益計算書……………一七四

(3) 同 準備金及利益配當ニ關スル書面……………一七五

(4) 銀行條例……………一七六

(5) 同 施行細則……………一八〇

(6) 貯蓄銀行法……………二二五

(7) 同 施行細則……………二二六

(8) 銀行條例中補遺……………二三五

目 次 終

銀行の見方

一 銀行とは

銀行の意義などといはゞ餘りに月並的で、すでに世間に行はれてゐる多くの書物と同じで今更讀者を煩はす必要はないやうに感ぜらるゝが、本書の目的とするところは銀行を如何に見るか又どう見たならば眞が分るか、といふにある。この結論に達しようとするには勢ひどうしても銀行とはどういふものであるか、といふことを明にしなければならぬ。

法制上では 法治國はどこでも同じであるが、政府の立場からいはゞ業務取締上、營業者からいはゞ營業上の基準とする規定がある。我が國では明治二十三年法律を以て公布された銀行條例が即ちこれで、その第一條に

銀行とは

公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ爲スモノハ何等ノ名稱ヲ用キルニ拘ラス總テ銀行トス

といつてある。これが即ち法律上示された唯一の銀行の概念で、文字通りに解釋すると單に證券の割引のみをなすものも銀行であり、又單に爲替の仕事のみをなすものも銀行といはねばならない。しかしこの條文は銀行の定義を示したのではなく、銀行條例適用の範圍を定めたるものと解した方がよい。

學者は 然らば銀行とは如何なるものであるかといふに、多くの學者は大體次のやうな趣旨を以て説明してゐる。

銀行トハ自己ノ信用ニヨリ資金(貨幣)ノ需要者ト供給者トノ間ニ立チ自己ノ責任ヲ以テ兩者ノ間ニ信用取引ヲナシ兩者ノ間ニオケル資金(貨幣)ノ融通ヲ計ルヲ業トスルモノナリ。

即ち銀行は一方では手許の餘裕ある向から資金を受入れ、他方にはその資金を以て

自ら責任者となり、資金を必要とする方面に融通することが本來の職能である、といふことに一致してゐる。

世間では 學者のいはゆる銀行、國家が制度として設けんとする銀行、は性質上右の如く立派なものである。ところが世間多くの人の頭には質屋か金貸業かのやうに考へられてゐる。といふのも過去幾回の財界に恐慌を來たしたとき運悪しくも、恰も銀行がその原因をなしたかのやうな形になつて、「經濟上社會に迷惑をかける第一のものは銀行也」といつた感じをおこせたのがそもそもの原因である。それも無理からぬことで折角汗水たらして積み上げた預金はビタ一文もかへらず、銀行の正體はいつの間にか消えうせてしまつた實例がかなり多い。中にはそれがために悲慘な境遇に置かれたものもかなりの數に上つてゐる。國家も認め、社會も認めた、銀行そのものに對して悪感を抱くやうになつたのは必ずしも故なきにあらずである。銀行當事者の猛省すべきことである。

話が少しそれたが一體銀行は一方より信用を受け、更にこれを他方へ與ふ、いはゆる媒介の業を行ふのである。しかし高砂會とか何々社とかのやうに、單に見合ひの勞と與入れの世話をすれば、それで能事了れりと考へるのが間違ひのもとである。質屋と混同視されたり、高利貸と思はれたりするのはこの點に起因するのである。他人から信用を受けるのはいふに及ず、他人に信用を與ふるにも自己の責任を以てこれを行ひ。決して他人の計算を以て行ふべきものでない。故に資本金の如きも他の商事會社のそれとは全然性質を異にするのである。このことについては後章詳しく説明したいと思つてゐる。

要するに 銀行は自己の信用と資本とを保證として他から資金を預つて、これを他へ融通するのが本職である。かういふ意味において資本金は信用資金であり、預金は運用資金であることが銀行の存在する主要目的でなくてはならぬ。しかして預金に對しては利子を支拂ひ、貸出金に對しては利子を徵求し、その利鞘を利得することによ

つて収益をあげていくのが銀行本來の營業である。この大眼目に反するものは銀行と銘は打つてゐるものゝ眞の銀行とはいへない。金を預かることも又預つた金を運用することも、何れも一般公衆を相手とするのが銀行の特色であつて、銀行條例にいはゆる「公ニ開ケル店舗」とはこの意義を示したに他ならない。この點が信用組合等と異なるところで、信用組合ならば組合員の貯金を利用し組合員に貸付くるのが主要業務で、一般公衆を相手とするものとはいへぬ。銀行の公共的であるのはこゝに胚胎する。以て職責の重大なることを知るべきである。

二 銀行の種類

銀行は前述のやうな様態をもつものであるが、全國二千になん／＼とする銀行を悉く同一視することは出来ない。しかし何も性質上に違ひがあるといふのではなく、銀行はやつぱり銀行ではあるが、設立の目的や營業の種類によつて、大體に特殊銀行・

普通銀行・貯蓄銀行の三種類に分けることが出来る。

特殊銀行 といふのは夫々特殊な目的があつて、政府から特別の保護を與へられてゐる。日本銀行・横濱正金銀行・朝鮮銀行・臺灣銀行・北海道拓殖銀行・日本勸業銀行・日本興業銀行・農工銀行等で、各特別の條例に基いて設立されてゐる。

普通銀行 といふのは商業資金を融通するいはゆる商業銀行で、一般に銀行といふ名辭の下にこれと論ぜられるものである。普通に何々會社何々銀行と命名してゐるのがこれに屬する。本書で説かんとするのも主としてこの種のものである。

貯蓄銀行 といふのは貯蓄銀行法に基づいて設立する銀行で、貯蓄金の取扱を主眼として小額の貯金でもこれを取扱つてゐる。何々貯蓄銀行とか何々貯金銀行とかいふのがそれである。

右は法規上から見た銀行の種類であるが、次には縦に資金の運用方面から見ると、短期商業金融銀行と長期金融銀行とに分けることが出来る。

短期商業金融銀行 とは名の如く短期間の商業資本を融通し、主として商業者の利用する、狭義の金融市場に屬する**普通銀行・貯蓄銀行・爲替銀行**等で、もつと平たういはゆる不動産を擔保として貸出さないことを本體とする銀行をいふのである。

長期金融銀行 とは商業銀行の反對に長期間の資金を融通する、いはゆる**投資市場**に屬する銀行で、主として工業や農業者等が利用し、工場や土地等を抵當として長期貸をする興業銀行・勸業銀行・拓殖銀行・農工銀行等である。

三 銀行の業務

銀行は見方によつて種々に分類することが出来る、したがつて營む業務もその種類によつて自ら相違がある。特殊銀行に至つては格別であるから本書には々省略することとし、こゝでは銀行一般の業務について説明しよう。銀行の業務は大様左の三つに分けることが出来る。

第一 預金、第二 貸出金、第三 附帯業務、

第一 預金

預金とは銀行が一般公衆から要求次第又は一定期限の到来により支拂ひを約束して預る金銭をいふ。預る方法によつて當座預金・特別當座預金・定期預金・通知預金・別段預金等の種類がある。

當座預金 とは預金者の要求次第何時でも支拂ふ預金で、主に商人の如き金銭出納の頻繁なる職業者に利用せらる。當座借越又は手形割引取引と併せて行ふのが通例である。この預金の引出には小切手を使用するのが原則で、必要に応じて何時引出されるかわからないのであるから、銀行としては運用の餘裕が少ない。したがつて利子の歩合も低いのを常とする。諸外國では利子をつけない銀行が多い、我が國でも日本銀行の當座預金は無利子である。

特別當座預金 は一名小口當座預金ともいつて、要求拂の預金であることは當座預金と同じである。廣く一般の小口貯蓄金を預る目的の下に取扱はれるのが特色で、出入もあまり頻繁でない。支拂が通帳によつて行はれることは郵便貯金と變りはない。この預金は一口の金額は小であるが、性質上口数が多いところから定期預金と共に銀行としては有力な資源をなす。引出があまりに頻繁でないだけに、利子歩合も當座預金に比して高いのが通例である。

定期預金 は三ヶ月・六ヶ月・一年といふやうに、一定期間を限つてその間はみだりに拂出さぬ約束で預け入れ、預金者には定期預金證書を交付して拂出に使用する。この預金は豫め約束の期間は安心して運用することが出来るのであるから、銀行としては最も有利の資源であり、殊に我が國の實際に徴するもこの預金が一番多額に上つてゐるから銀行としての生命であるといはねばならぬ。利子の歩合も高くしかも年利率を以て計算するのが普通で、利廻も他の日歩計算による預金に比し有利である。何

れの銀行もこの預金の吸収には格別に努力してゐる。最近には擔保品付定期預金と稱し、銀行から預金者に對し公社債等の擔保品を提供してまでも、これが吸収に努めるやうになつて來た。

通知預金 とは三日・五日又は七日前に豫告して拂出す約束の下に預かるもので突然拂出される心配がなく、銀行としては豫告を受けてから拂出の手筈をすれば足りるので、利子は當座より幾分高いのが普通である。

別段預金 とは以上の各種預金のどれにも屬さないものを總稱する雑多な預金である。即ち行員の身元保證金もあれば、取引先の依頼による代金の取立金もあり、又一定の預金に對し期限を定めずして要求次第支拂を爲すことを約束して現金受拂の危険と手數とを省く爲に使用せらるゝ預金手形一名預金證書もあり、又は擔保物賣却代の一時預り金等の如きものもある。利子の歩合はその實質によつて一様ではない、中には無利子のものもある。

以上の外に學者の書いた銀行論等には公金預金といふ名稱が用ひられてゐる、これはその名の如く官廳又は公共團體等より預入るゝ預金で、その實質は上述せる預金の何れかに當るものである。

銀行は章を逐うにしたがつて述べんとする如く預金を運用の資金とするのであるから、いかに資本の大を擁するも預金が小額であれば資本の效力もなし、銀行としての活動も鈍るところから、近來同業者の殖えるのにつれて預金の爭奪が盛んに行はれて、各銀行とも競つてこれが引付け策を講じてゐるから、方法や利率なども一様にはいへない。中には奸手段を講じてまでも吸収に努めてゐる向きもあるやうである。銀行の良否を見分けるには預金の方法利息の高低等にも注意することが肝要で、徒らに甘言にまどはされてはならない。

第二 貸出

貸出とは銀行が受入れた預金を資本として、利殖の目的を以て一般公衆に貸付けること。種々な形式の下に行はれる。その方法によつて證書貸付・當座貸越・手形貸付・手形割引等に類別することが出来る。

證書貸付 とは名の如く借用證書をとつて貸出す方法で、豫め返済の期限を定めて貸出すものは定期貸付、年賦償還の方法で貸出すものは年賦貸付、不動産等の擔保をとつて貸付けるのは擔保貸、信用ある保證人を立て、貸付るのは保證貸といつてゐる。證書貸付は期限の永いことが特徴であるから、銀行としてはあまり好ましくない。ので始めからこの方法をとることは稀である。大抵の銀行では當座貸越・手形貸付・手形割引等の貸出の回収が滞り、やむなくその跡始末として權利の保留を目的に形式を新にし、證書を差入れて整理するのが普通である。この種の貸付が多い銀行は概して成績のよい方でない。

當座貸越 とは當座預金の取引先に對し、一定の極度金額(極度額)に對しては豫め

擔保品を差入れしめ又は保證人を立てさせるを約束して、その範圍内で預金の残高なくとも小切手の過振りを承諾する貸出方法である。これは借方から見れば一時即ち當座の借入金で、利子は割引手形よりも高いのが普通である。

手形貸付 とは借用證書の代用に借金者を支拂人とする手形を振出し、その手形に對し割引の方法で融通するのである。形式は次に述べる割引手形と變りはないが、手形の振出が金を借る爲に起るのであるから、その手形には手形本來の性質である裏書による轉帳流通の跡が見られない。又割引手形は無擔保であることを原則とするが、手形貸付は概ね擔保付である。倉庫證券その他の有價證券を擔保とするのが通例である。又不動産や有價證券類の擔保品を豫め差入れて置いて、一定の極度を設けて貸出す場合にも此の方法を利用する。右のやうに普通に行ふ手形割引と少しく方法手續が異るといふだけで、手形法の適用を受けるから手續が簡易であり、後始末も樂であるといふところから貸出の多くはこの方法に依ることが多い。いふまでもなく利子は通

例割引料として前取りする。

手形割引 とは一般商人の取引によつて生れた手形を銀行が買入ること、手形期日までの日数に對し前以て割引料を算出し、これを手形面金額から差引いた額を買入代金として渡す貸付方法の一種である。手形割引は手形の賣買であるがその實質においては手形の賣主は金を借り、手形の買主即ち銀行は金を貸すことになるのである。社會の進歩と共に手形の流通が増すので、銀行として最も注意を拂ひ又力を入れる業務の一つである。一般の商取引から生れる手形は商品の賣買によつて直ちに現金の受授をなすことなく、代金支拂の義務あるものが手形の支拂人（爲替手形ならば名宛人とて、か様な商取引を原因として生れた手形を商業手形といふ。商業手形には多くは背後に常に商品が附纏つて居る。例へば織物屋が反物を問屋に賣り、それと同時に織物屋から問屋にあてて振出す爲替手形又は問屋が更に反物を小賣商に賣りこれと同時に

に問屋から小賣商にあて、振出す爲替手形の如きものであつて、常に商品といふ背景がある。右様の手形は期日になれば反物が金となり代つて回収されるのであるから、極めて確實な手形と認められ次から次と轉帳するのである。これはほんの一例で手形の發生する原因は種々雑多で仲々信用の置けないものもある、それであるから手形でさへあれば銀行はどしどし割引するかといふにさうではない、銀行では最も熟練した行員が頭をしぼつてその確實性を調査してその上に割引するのである。銀行が最も好んで割引する手形は概ね次の如きものである。

(イ) 製造者と卸商との間における製品賣買に基づく手形。

約束手形ならば振出人が卸商人で名宛人（受取人）が製造業者となつて居ることが多い。爲替手形ならば振出人が製造業者で支拂人が卸商人で受取人は製造業者であることもあれば第三者であることもある。

(ロ) 卸商と小賣商との間に於ける商品賣買に基づく手形。

形式は前者と同じことである。

- (ハ) 荷附爲替手形。
(ニ) 銀行引受手形。

手形の所持人即ち受取人は金の入用からこれを賣却して次々に轉帳する毎に手形讓渡の證據として裏面に讓渡裏書が連続して行はれる。割引はこの裏書によつて實行せらるゝので、手形貸付と手形割引とは裏書の有無に相違がある。手形貸付は融通手形による貸付で、轉帳すべき性質のものでないから裏書の必要は起らない。しかしこれは理窟であつて、實際上には手形貸付にも無理に手形關係人を多數列記して商業手形の如きものにしつらへたものが少くない。銀行が毎季發表する貸借對照表中の割引手形の中には往々この變態な形式を装つた、手形の割引を含ませて表面を飾つてゐるものがあるやうである。

荷爲替手形割引 とは隔つた地にある商人間の取引から生ずるので荷主が商品を送

出すと同時にその代金に對し、荷受主に宛てた爲替手形を作り該商品（船荷證券貨物引換證送り狀及保險證書添付）を擔保として手形の割引をなすので、上述の割引手形とは手形發生の原因に相違があるだけで他に變りはない。銀行はその割引した手形及附屬證券類を荷受地における自己の本支店又は取引先に送付し、荷受人に對し手形の引受を求め期日に至つてこの代金を取立る。この種の割引は手續が少し面倒であるが商品といふ、確實な擔保物がついてゐるから手形の不渡になることもなければ、偽造のおそれもないから安心して割引することが出来る。

預金の吸収は運用資金を得て銀行活動の源泉を作るのであるから、銀行として最も力を入れる仕事であることは前に述べたとほりであるが、又この大切な資金を一般公衆から預つて如何に運用するかについては餘程考慮を要するので、銀行の信用程度はここに胚胎るといつてよい。銀行がポロを出すのは多くは他人から預つたお金に對して、重大な責任のあることを思はず或ひは重役自身の私腹を肥すとか、放漫の貸付を

なすとか、主なる原因をなすのである。別にむづかしく考へなくても銀行は人から預つた金を確實な先へ貸付けその回収が豫定の如く行はれさへすれば破産といふこともなければ、支拂の停止といふ不體裁を演ずることはないわけである。ところが近頃往銀行としてあるまじき成績を世間にさらけ出すことがあるのは貸出が放漫に失するからである。貸付の一般形式は何れの銀行も大抵前述の範囲で行はれるのであるが、扱てそれが果して完全に行はれてゐるかどうかが問題で、銀行を利用する者就中預金者はこの内容について吟味する必要がある。このことについては章を逐ふにしたがつて詳しく説くつもりである。

第二 附帶業務

以上は銀行の本業であるが、この他附帶業務として爲替・支拂承諾・保護預・有價證券の貸借・代金取立等を行ふ。是等は附帶業務とはいふものゝ仲々重要な仕事である。

中でも爲替の如きはかなり複雑で、古來金融上重要な銀行業務として種々研究されたものである。

爲替 といふは隔地にある債権者と債務者とが現金の移送をなさず、爲替手形を使用して貸借を決済すること、銀行がその媒介者となるのである。これを具體的に説明すると甲地にある者が乙地にある人に對し貸金があり、又反對に甲地にある者が乙地にある人に借金がある場合に、銀行は甲地の店で乙地に對する貸金の手形を買ひ求め、これを乙地の店に送つて代金を取立る。乙地に對し借のある人に對しては返済すべき金額に對し、乙地の店を支拂人とせる爲替手形を振出し、これを需要者（乙地に借金ある人）に賣却する。乙地の店では先に甲地の銀行が買入れた手形代金の取立をなし、その資金で以て先に甲地で借金返済のため乙地の銀行を支拂人として振出した手形を支拂つて決済するのである。これは甲地を主として述べたのであるが、これと同様に乙地を主として見ると又反對に右の關係が生ずる。しかして右兩地の關係は常

にトントンにはならない、どちらか一方が貸越となり又借越となる、これを爲替尻といひ、その開きの大きい場合を爲替の出合がつかぬ、又出合が悪くて一方勘定になることを片爲替といふ。爲替尻は時季を定めて各地における他の銀行の爲替を利用して決済するやうになつてゐる。

銀行の營業報告書に他店貸又他店借といふはその銀行の爲替尻のことで、他店貸といはば取引先銀行へ貸即ち預けとなつた部分の合計で、他店借といはば取引先に對する借即ち預りとなつた部分の合計である。爲替尻に對しては貸(預け)借(預り)毎に夫夫協定した利子を付するのが慣例である、

支拂承諾 とは銀行が他人の債務を保證すること、その主なるものは信用狀の發行社債の保證・手形の引受等である。銀行はこれに對し相當の保證料を徵求するのが通例である。

信用狀の發行とは主として爲替銀行の仕事に屬し、銀行がその取引先の依頼により

一定の期間を限り、一定金額の支拂を保證する書面を發行することである。

社債の保證とは銀行が企業會社等の發行せる社債の償還又は社債利子の支拂に付き保證をすることである。

手形の引受とは銀行が取引先の依頼により爲替手形の支拂人となり、手形の文言にしたがつて手形金額支拂の義務を負擔すること、銀行引受手形の主なるものに貿易手形及スタンプ附手形の二種がある。

貿易手形とは輸入商が外國へ貨物の註文をなすに當つて、自己の取引銀行(外國に名前の知れたものに限る)から信用狀を受け、これを相手國の輸出商に送る。輸出商はこれによつて貨物を發送すると共に、該銀行を支拂人とせる爲替手形を振出し、爲替の方法により他の爲替銀行に割引を依頼す。爲替銀行は右の手形を註文先である、日本にある代理店又は取引銀行に送付し、信用狀の發行銀行に持參し手形を呈示して引受を求め、これが即ち引受貿易手形である。この手形は荷附爲替手形と共に

極めて確實な手形で、満期日に至るまで有力なる投資証券として市場に轉帳する。

スタンプ附手形といふのは爲替銀行で買入れた輸出手形を引當に爲替銀行が自ら支拂人となつた爲替手形を振出し、これを日本銀行に提示して證明を請ひ、その證明の印にスタンプを押捺された手形である。この手形は持參人の如何を問はず、日本銀行で買入れることの保證付で、確實なものであることは申すまでもない。

保護預 とは取引先その他の依頼により相當の手數料を徴し、有價證券その他の貴重品を保管することである。保護預には披封即ち内容（有價證券であるならば枚數金額等を精査するの類）調べた上で預るものと、封緘即ち内容を或程度以上吟味せず封じた儘預るのと二種がある。

有價證券の貸借 とは銀行が依頼に應じ所有の有價證券を貸付け又は他より借入れることである。有價證券の貸借は多くは借入金をなさんとするに際し自己所有の有價證券に不足を生じた場合に行はれる。これは一般個人を相手としないのが普通で。主

として信用の確實な銀行又は保險會社との間に行はるるのである。

代金取立 銀行は自分の勘定で受入れた手形小切手類の代り金を債務者について取立るばかりでなく、取引先その他から委託せられた手形類の代金取立をもする。これがいゆる代金取立で、手形交換所の存在する土地では事情の許す限りその交換所に持出すを常とする。

右は何れの銀行にも共通な業務の大要を説明したのであるが、近頃銀行の經營難から來た譯でもあるまいが、兎に角何でも御座れ主義で種々雑多な副業をしてゐるやうである。客の便利を圖るといふ意味で行はれて居るので、同業者の數も殖えて競争が相當激しいので止むを得ないといはゞそれまでいあるが、銀行本來の性質から考へるとあまり好ましいことではない。

四 銀行の職責

数多い銀行であるから皆が皆さうではないが、中には高利貸や質屋と餘り變りのないものもある。一體銀行は如何なる職責をもつものであるかといふことを究めることは至極肝要で、理窟に傾かない範圍で左にその大要を述べて銀行觀察の資料としたいと思ふ。銀行は自己の利益を圖ると共に又社會に對して利益を附與しなければならぬ義務をもつてゐる。殊に公衆から預つた資金を運用するについては、前にもちよつと述べた如く慎重に考慮して過ちのないやうに努めなければならぬ重大なる責任がある。國家は銀行の創設については特に他の事業と區別して嚴重な取扱をしてゐるのも大いに故あつてである。銀行條例第二條に

銀行ノ事業ヲ營マントスル者ハ其ノ資本金額ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

と規定して濫設を豫防し、且つ一度營業の許可を與へた後も種々の形式の下に監督を怠らないやうにしてゐる。貯蓄銀行にいたつては右の外資金運用の點にまで種々の

制限を置き、貯蓄預金に對してはこれが保證としてその三分の一以上に當る有價證券を政府に供託しなければならぬ義務を負はしめてゐる。

銀行に對して特にこのやうに種々監督の制を設け又義務を負擔せしめてゐるのは、營業を拘束せんが爲でなく、社會の重要機關であるから一度不始末があれば獨り經濟上のみならず、精神上にまで種々の悪影響を及すからどこまでも念に念を入れてゐるのである。我が國は世界に誇る特殊の國民精神をもつてゐることは今更述べるまでもないのであるが、識者はこの大磐石の如き國民精神も萬一といふ場合には金融上の破綻から龜裂が入るかも圖れないことを常に憂へてゐる。彼の大正十二年九月の關東大震災に際會して衣食住といふ目前の施設にも非常に考慮されたことは勿論であるが、それ以外に金融の成行については爲政者は申すまでもなく、萬人悉く注意を集注したのであつた。金融唯一の機關である銀行の職責の重大なることは、以て推すことが出来る。

社會の進歩と共に資金の需要益々旺盛を極めることは獨り我が國のみでなく、何れの國何れの時代といへども同様である。これ全く大規模の産業勃興につれて大量生産の制度が発達し來つた結果で、この間銀行は唯一の金融機關としてこれが發達を助成したことはないふまでもない、互に因となり果となつて今日あるを致したのである。しかし今日の現状を以て満足すべきでない、歐洲文明國のそれに比すると懸隔はかなり大である。これを思はゞやゝもすると自營に汲々として安ずる傾向のある、我が生産事業又銀行業者の一大奮發を望まざるを得ないのである。しからは銀行は如何にしてこの際に處し本來の職能を發揮すべきであるかを述べ、現在の銀行がどの程までこの點に努力しつゝあるかを鑑別し、以て鞭撻批判の資料としたいと思ふ。

一、不生産資金を吸収すること

お金の不自由で苦しんでゐる者は世間に數知れない程であるが、世間中皆がさうではない。廣い社會において適當の放資口を見出すことが出來なくて浮動して居る資金

もまたかなり多いに違ひない。その證據には「資金ダブヅキ」といふ言葉がある。吾々貧乏人から見ると遊んでゐるお金があるならばたゞの三日でも貸せてもらつてその利息だけでも利用したいといふ考へが起きるのであるが、さらばといつてそのやうなお金を笛や大鼓で探してあるくのも馬鹿／＼しいから、まあ／＼話にでも聞いて置かうといふことになる。ところが銀行はこの方面の商賣であるから、遊んでゐるお金即ち不生産的なお金を拾ひ集める義務を有してゐる。この浮動資金を拾ひ集めるといふのはとりも直さず各方面より預金を吸収することである。

元來遊資といふやつは遊女と相通するものと見えて、餘り感心出來ない方面に使用されることが多い。贅澤費遊興費等の冗費はいふに及ばず、少し小賢い連中は不健全な投機資金に投じて一攫千金を夢み、ひいては遊惰の風を養成する資本とする。かくの如く生産に意義のないのみでなく、社會にまで害毒を流す死錢を吸収することが銀行として一つの大なる役目である。かやうに申せば銀行は近頃流行する思想善導の役

目までもつやうに聞えて、僧侶の範圍にも立ち入るべき義務があるかと嘲笑する人があるかも知れないが、さう深く考へていふのではない。とにかく銀行は高いビルディングを造つて、いかにも富有さうに見せかけて、預金者の來るのを待つだけでは十分でないといふのである。即ち自ら進んでこれが勧誘に努めなければならぬ。しかし往ある彼の保険勧誘員が酒色を提供してまでも加入を勧めるやうに、結極は勧誘料で懷を肥やさう等といふやうなやり方ではかへつて弊害を生ずるから勧誘しないにしかずである。惡辣手段で以て預金を吸収せんとするやうな銀行は確な銀行ではない、何かの穴埋にせひさうしなくつてはならない運命にあるのか又は何かポロでもあつて誰も相手にしないかの何れかである。

餘談になつたが右申すやうに銀行は一般公衆に對し、貯蓄の必要を宣傳し資金集中の働きを照會し、國家經濟上の見地に基き資金の吸収を掌る重大なる義務を負うて居るのであるから單に營業資金を得んとする、我利一方の心掛ではなほ銀行としての存

在の理由が薄いものと見なければならぬ。

二、有用なる生産業に投資すること

銀行には遊資吸収の義務があることを述べたが、その吸収した資金は如何に運用すべきかといふに多言を要しない。有用な事業に投じて經濟上の運行を滑らかにし、富の生産を助成することを努めるやうにしたらよいのである。銀行も名譽や道樂でやつて居るのではなく、一種の營利會社である以上預つたお金は出来るだけ上手にまわして、利鞘の多く取れることを考へるのは止むを得ないばかりでなく、それが又社會上有益なのである。ところが結果さへよければ手段を選ばずといふやうなイゴイズムは銀行として謹まねばならぬ。即ち國家經濟の見地より投資の方面を考慮するの責任がある。例へば生絲とか紡績とか米穀とかいふやうな、國家的産業に對する資金の供給はいふまでもなく、織物工藝品等の地方的特産品等に對しても進んでこれが金融の便を與へ、共存共榮の實を擧ぐることに努むべきである。

そこで銀行はいつも算盤にかじりついて、厘毛の研究ばかりしてゐたのでは職能の完全を期することは出来ない。重要産業の性質を理解しこれが繁榮のために常に研究を怠らず、とかく盲進的になり易い生産業務者を指導監督して、危地に踏み入らせないやうに又は投機に走らせないやうにすることが必要である。これが銀行業者の最も高尚なるブラウドといふべきであらう。ところがボロ銀行になると往々指導どころかぐるになつて投機に手を出したり、過分な事業を計劃したりして、遂ひには手も足も出ない共仆れの愚を演ずることがある。健實を期する銀行としては最も謹むべきことである。銀行の利用者はこの點についてもよく観察して選擇を誤らないやうにせねばならぬ。

三、信用取引の發達を圖ること

そも／＼銀行の仕事は信用を基礎として成立してゐる。預金をなす人は銀行を信用した結果であり、資金を貸付くるはその人を信用した結果である。互に信じ信ぜられ

てこそ人間は勤勉となり、正直となり、道義が自ら盛になるので、これを經濟的に見るならば無駄を省き、仕事を敏活にし、危険を減じ、機を失せず、小なる力を以て大なる結果を産むことが出来るのである。

故に銀行は常に取引先信用の程度に注意を拂ひ、確實なるものに對してはこれを證明し保證して信用をあたへ、不確實なるものに對しては好意を以て補導し、あくまで信用の發達を援助し、是正の心を以て惡に組せず、信用取引の爲めには死力をつくして健闘しなければならぬ。これが銀行の繁榮を來す所以であると思ふ。ところがこの銀行でも他人の信用は根ほり葉ほり調査はするが、それは自己のための調査でこれが援助をなし補導をしようとするものは至つて少い。調査を嚴にするのはしないに勝ることは申すまでもない、否他人の大切な資金を運用する上からしかあるべき義務があるので、むしろ當然のことであるが、百尺竿頭一步を進めて理想の實現を期することは共存共榮の途であることをさとりたいたいものである。又銀行利用者はかくの如く

あらしむべく、しむけることが肝要である。

以上は銀行のとるべきいは、積極的職責であるが、張りつめてばかりゐると弓の弦も弱くなるやうなもので、攻勢にばかり立つことの出来ない場合がある。又さういふことばかり考へてゐたのでは大いなる発展もある反動に、又大いなる失敗を招くことがあるから一方守勢の立場いは、消極的方面のことも考へて經營しなくてはならぬ。即ち

四、穩健着實なること

穩健であり着實であるべきことは獨り銀行ばかりではなく、何れの事業にも忘れてはならないモットーであるが、殊に銀行としては心掛けねばならぬことである。手取り早くいは、損をしてはならない。素より人間であるから過失のないことは保證されないし、又財界の木鐸であるだけにその動搖はすぐに影響を及するから、殆んど豫測することの出来ない財界の變動に依つて損害を被ることが少なくないのである。平素か

ら穩健着實であれば不測の變動に對して幾分の強味があるわけである。ところが平素山師のやうに突飛なやり方で突き當りバツタリでやつてゐると、萬一といふ場合には銀行自體即ち出資者の損害に止まらず、預金者といふお得意にまで迷惑をかけ、ひいては一般社會に甚大なる損害をあたへることになるのである。大正十一年の末に京都における一銀行のボロから經濟界に大動搖を來した當時に、社會上聞くだにしのびない大悲劇の行はれたことは今尙耳に残つて戰慄の思ひを致すことがある。當時の例によつて見ても着實を缺ぐ山師的な銀行は信用してならないことが明瞭である。

重ねていふ銀行の經營はあくまで眞劍でなくてはならぬ。目前の利益に眩惑するが如き無方針の遣口を避け、歩一步健實の歩調を以て徐々に開拓してゆくべきである。然らばいかにしたならば健實であるか否かを見ることが出来るかといふについては逐次述べるのであるが、銀行はかくあるべきものであると知らば、かくあらざる銀行は共に語るに足りないことを推知し得るので、文言として現はし得ないところにも觀察

の眼識が養はれることを信じて長々と本章をしたゝめのである。

五 銀行の組織

銀行組織上の見方には二方面がある、その一は設立の組織であつて、他の一は銀行内部の組織である。

第一 銀行設立上の組織

設立の根本要件である出資の方法即ち資本金は如何なる方法によつて、作られてゐるかといふに我が國では株式組織・合名組織・合資組織・個人組織の四つがある。

株式組織 とは一言でつくさば株主の出資によつて設立せられたものである。一定の資本金が一定数の株式に分割せられその株式が多数の人によつて引受られたものである。その株主は自己の出資せる金額の範圍内において責任を負担してゐる。銀行が

破綻した場合には自己の引受けた株金額迄は損害を負担せねばならない。詳しくいはばすでに拂込んだ株式の金額はいふまでもなく、未拂込に屬する分も負擔する責任を有して居るのである。我が國の銀行は概ねこの方法によつてゐる。元來株式は廣く株主を求めることが出来て、資本主が一部に片よらない利益があるから歡迎されるのであるが、我が國の現状はその實未だこの特徴を發揮する處まで進んでゐない。多くは一部の資本家が株式の過半数を所有してゐるやうである。中にも甚だ極端なものもある。形式は株式組織であるけれども、その實は個人經營と異なるところなく、一二の姻屬者で全部を出資してゐるものもある。かくの如き銀行は一種の有限責任の個人銀行ともいふことが出来る。この種の中には資本金は勿論公衆の預金までも自己の他の事業に投資するを目的とした、いはゆる私の金融機關の如き變則な働をしてゐるものもある。甚だ面白くないことゝいはねばならぬ。

合名組織 といふのは少数者の合同出資によつて設立したものである。この組織の

特色は資本主が自己の出資以外に銀行に對し、無限の責任を負擔することである。萬一銀行が破綻せる場合には出資者は全財産を提供して、損害補填の責任を有して居る。この種のもは近年頗る減少して何れも株式組織に變更しつゝある。その變形したものの中には上述の有限責任個人銀行といふものが多いやうである。合名組織は責任の重大な點は至極よいやうに思はれるが、一長一短で少數者の經營であるから自然公共的の活動に力が入らない傾きがある。しかしこれは想像上の見地からいふのであつて、經營者がいたつて進歩した頭で公共的の觀念に厚く、且つ經營に十分力量ある人であるならばいはゆる英明叡智なる君主の専制政治において偏見なる代議員に掣肘せらるゝことなきと等しく、當業者の自由裁量によつて、積立も出來れば、信用の擴張もなし得るといつたやうに、動もすると利己一方に傾き易い株主に牽制せらるゝことがないから尤も優良な活動を遂げる得ものと思はれる。要はこれを經營する人の人格力量によつて判斷する外はない。組織の如何は大した問題ではない。

合資組織 とは出資者が有限責任社員と無限責任社員とから成り立つたもので、有限責任社員は出資額に限り責任を負擔するところは株式組織の株主と變らない。株式會社の株主は自己の所有の株式を賣却することにより、容易に株主たる資格を放棄することが出来るが、合資會社の出資者はそれ程簡易に權利義務を放棄することは出来ない。故にそれだけ銀行に對し關係が深く、熱心の度合も強いと見られるのである。無限責任社員は銀行の出資者であると同時に、經營者に當るべきものである。この點は合名組織の出資者と同様で、合名組織ならば少數者の合議により經營に當り、營業上別に牽制を受けないが、合資會社の無限責任社員は有限責任社員のある程度の牽制を受くる組織になつて居る。この種のものも漸次株式組織に改まりつゝある現狀である。

個人組織 とはいふまでもなく一個人が獨力で資本金を作り、經營に當るものであつて、勿論銀行に對し全責任を帯ぶることは他の業務と變るところはない。その特色及弊害は合名組織に更に一層輪をかけたものと見れば間違ひはない。現在この種のも

のは極めて稀である。

以上は多少とも現在我が國に行はれてゐるものである。この他に近來相互組織といふことが唱へられて來たが、未だ實行の期にいたらない。最近破綻せる銀行の中には内容整理の結果預金を株金に振替へ從來預金者であつたものを資本主即ち株主として生れ變つたものがある。これは形式においては株式會社であるが實質においては正しく一種の相互組織である。しかしながら我が國にありて法規上は未だ相互銀行の名稱を附することは出來ないのである。

第二 銀行内部の組織

以上は銀行の形式上一般的事項について觀察の眼識養成を主として述べたのであるが、たゞそれだけで以て良否を判断することは未だ眼光徹底とはいへない。こゝに銀行内部の組織といふは事務の分割擔任のことである。銀行事務は上述の如く多種多様で夫々部分々々の仕事を分擔し、その上に統一機關の存在することによつて有機的

活動が行はるゝのあであることは他の商事會社や事業會社と異なることはない。それ等に比較すると金錢有價證券等の取扱が頻繁であるからこの點に特に注意を拂ひ、これが出納保管については事務方と現物方とが明確に區別せられ、互に相侵すことなく事務の混亂を豫防し不正行爲を未然に防ぐやうになつてゐる。小銀行又は支店の事務は仕事の分量が少ないため往々事務方と現物方とが兼任となつてゐるものがある。かくの如き店ではとかく行金費消事件や横領事件やはたまた誤算過不足等の失態がおり易い。

事務の分擔が多岐にわたることは取引者のためには不便で、ちよつとの簡単な用事にも相當の時間を費し、手續がいたつて面倒で厄介であるから餘り歓迎せられないやうであるが、これは銀行の自衛上止むを得ぬことで、銀行としては出來るだけ使用人を少なくして出來るだけ一日に多量の仕事を片附けるやうにすれば、それだけ有利であるに違ひないが、間違ひのないやうにするには使用人の數も多くを要し、組織も複

雑となるのは當然である。かやうな意味からでも取引者が多少の面倒に惱まされることはむしろ銀行の堅實であることを推知する標準となるべきものであらう。徒らに簡易な取引を以て優良なる取扱方と見るは謬見である。しかしこれは組織上の観察で、銀行員の不緊張に基く事務の滯滞は素より銀行内部の不良を物語るものと見なければならぬ。営業窓口に立つて行員の執務の状況を一瞥して、再び運ぶ足が何となく重いことがある。これは一種の感情に支配されてゐる場合もあるが、又案外に要點をつかんでゐるときもある。事務の分擔整然として然も連絡ゆき互り、執務振り誠實にして一絲亂れず活動してゐるのは一面内部の完備せることを物語り、又反對の状況にあるものはあまり好ましくない銀行と見て大なる誤りはないかも知れぬ。

要するに組織の如何はさ程大問題でなく、實質の如何が重要な點である。合名組織必ずしも不良ならず。合資組織必ずしも善良にあらず。複雑必ずしも良からず、簡單必ずしも悪しからず。要は運用者の如何によつて定まるのである。人間亦恐るべしで、

社會の進歩に伴うて犯罪の進歩亦も著しいのである。今日までボロをさらけた銀行について見ても形式上何等の缺點もなく、完全なるものと思はれてゐて陰に悪を藏し、巧みに時機を經過して遂ひに暴露したものが多し。一網打盡以て不良銀行の撲滅を圖るは急務といふべきである。

六 銀行資金の源

銀行といふ商賣が大なり小なりの資金を取扱ふを以て生命としてゐることはすでに述べたのであるが、本章ではこの生命の源を訪ねんとおもふ。渾々としてつきない泉といへども幾日もの晴天続きでは遂ひに枯渴することがある。銀行で年中幾十幾百の行員が毎日々々取扱ふ資金の源はいづれの山奥か、如何なる池中にあるかを究めることは至極必要である。これ即ち本書の最初に述べた如く、資本金と預金とであることは讀者の腦中に忽ち浮んでくることと思ふ。こゝではこれに少しく詳細な説明を施した

いと思ふ。分ちて資本金勘定に属するものとそれ以外の勘定に属するものとする。

第一 資本金勘定に属するもの

これは更に資本金・積立金・後期繰越金に分つことができる。

資本金 は株式組織ならば株式にもとづく、拂込資本金及必要に応じて拂込の請求をなし得る未拂込金である。この兩者を併せたものは廣義にいふ資本金即ち公稱資本で、合名又は合資組織ならば社員の出資金(未拂込資本金のある場合もあり)であり、個人經營ならばその經營者の出資金である。銀行の資本金についてはその性質上から特に一言なかるべからざることがある。即ち

獨り銀行に限らず如何なる營業にも資本の必要なことは今更改めていふまでもないが、銀行における資本金は商業者のその如く營業直接の資本でなく、銀行それ自體の準備金で信用の大小を表示する資力と見るべきものである。本來ならば資本金の一部は創業費又は諸般の設備費として支出し、その他はいづれも確實な有價證券又は短

期の貸付に充て、萬一の場合即ち不測の損害を受けたとき又は預金の取付にでも遭遇した場合に逸早く補償又は支拂をなし得るやう準備し置くべきものである。したがつて資本金は銀行の信用資金で、運用資金とはいひ難いのである。

積立金 は毎季決算純益金の一部を保留して銀行固有の資源とするもので、法定積立金といつて商法の規定にもとづき資本の四分の一に達するまで、毎季利益の二十分の一を積立つるものと、銀行の任意に積立つる別段積立金、毎季の配當率に甚だしき異動を生ぜしめざるために利益金の多いときに準備として積立て置く配當平均準備金、所有家屋等價格變動のため準備し置く所有物銷却積立金等がその主なるものである。

後期繰越金 は半季決算純益の一部を未處分の儘次期へ繰越す勘定金である。

右は何れも最も確實な資源でその大小は銀行の信用の標準となる。いはゆる個人の正味財産に相當し銀行が自由に處分し得る性質のものである。したがつて萬一の場合

にはこれを以て損害を填補し得るので、この範圍の損害ならば預金者又はその他の債権者に對し、損害を及ぼすことはないのである。たゞし未拂込資本金は未だ出資せられず銀行において拂込を請求し得る権利あるものであるが故に、直ちに損害の填補をなし得る状態にありといふことは出来ない。かりに甲銀行は公稱資本金が一千萬圓で、拂込資本金が二百五十萬圓であり、乙銀行は公稱資本金が五百萬圓で、拂込資本金が三百萬圓であるとせば、乙銀行は公稱資本金において甲銀行に五百萬圓のひけをとつてゐるが、拂込資本金は五十萬圓の勝となつてゐる譯である。公稱資本金額の多少のみを以て直ちに資金の大小を断定せず拂込資本金に注意すべきである。

又資本金に比し積立金又は後期繰越金の多きは銀行經營の確實なることを立證するものである。法定積立金は法律の規定にもとづくものであるから別として、他の任意積立金は出資者の利得として隨意に處分し得べきものを種々の目的の下に保留するもので、保證金を増加したことに當る。即ち預金運用の如き利鞘取引の資源でもなく、

又株金の如き配當を強要せらるゝ資本でもない、極めて有利なる無利子の運用資源といはなければならぬ。しかし積立金は出資者が隨意に分割處分することを得べき固有資源であるが、資本金は出資者がそれ程容易に處分することが出来ないから、資本としての永續性を有するものといふことが出来る。

要するに資本金勘定は資本金(拂込資本金、未拂込資本金)積立金(法定積立金、任意積立金)後期繰越金の内譯が如何になつてゐるかに注意することが肝要で、曰く資本金が幾百萬圓、なる程と感心するのは輕卒である。

ついでに資本勘定の算出方法を一言せば、營業報告書の中に掲記せる貸借對照表

(本支店合計の分)の負債勘定欄の

(数字ハ卷尾ニ附セル圓數ニ
行次ニヨルニヨル以下同ジ)

拂込資本金	七、五〇〇、〇〇〇 円
法定準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
別段積立金	五〇〇、〇〇〇

配當平均準備金	一〇〇、〇〇〇 ^円
所有物銷却基金	七〇、〇〇〇
計	一〇、二七〇、〇〇〇
と當季の準備金及利益配當に關する	
法定積立金	一〇〇、〇〇〇 ^円
別段積立金	一〇〇、〇〇〇
配當平均準備金	一〇、〇〇〇
所有物銷却基金	五、〇〇〇
後期繰越金	五八〇、五二二
計	七九五、五二二
との合計	一〇、九六五、五二二

が即ち最近の資本金勘定の總額である。

第二 資本金勘定以外のもの

上述の如く銀行は固有の資源を必要とし、固有資源の大小は信用の大小を表示するものであるが、銀行としてはそれのみでは營業が成立しない。固有資本の運用は次章において詳述せんとするが如く、その大部分は回收容易にして確實なる方面に投資すべきものなるが故に、利廻低く且つその一部は必ず不生産的の營業用土地・建物・什器等に使用せねばならぬ。又一方には營業上の入費もかなり多額を要する。故に資本金は如何にこれを上手に運用するとも利廻は一般市場利率より遙に劣ることとなる。そこで資本金以外に運用資金を得なければ營業が出来ないのである。一般銀行にありては日本銀行の如く兌換券の發行や、勸業銀行・興業銀行・農工銀行等の如く債券の發行に俟つことは出来ないから、諸預金(銀行業務の章で詳に述べた)諸借入金(普通の借入金・再割引手形當座借越・コールマネー借入證券等)爲替殘高(爲替取引先より借り又は預りとなる資金)等を主なる資源とするのである。この他未拂勘定に屬する、未拂利息・未拂配當金及未納税金・未

銀行の見方

経過割引料等の運用し得るものがあるが、何れも僅少な額である。巻尾の假設銀行のそれを摘記せば左の如くである。

公金預金	八〇〇、〇〇〇 ^円	
當座預金	五、五〇五、三〇五	
特別當座預金	八、一〇五、二四一	二七、四四八、九三四圓
通知預金	二、五〇六、二三五	
定期預金	一〇、五三二、一五三	
他店ヨリ借	三、四〇〇、五〇〇	
借入金	五、五三六、〇〇三	九、一九四、五〇三圓
コールマネー	一〇〇、〇〇〇	
再割引手形	一五八、〇〇〇	

銀行資金の源

外に當季の純益金處分の賞與金配當金も極く短期間ではあるが、未拂勘定と見ることが出来る。

未拂配當金	一、〇五〇	
未拂利息	三八、二〇〇	
未経過割引料	一八二、三〇〇	二四四、五五〇 ^円
未納税金	二二二、〇〇〇	
計	三六、八八七、九八七 ^円	

貸借対照表には往々種々の細工を施してゐることを發見する。例へば利益が餘り多額に上る銀行はとかく利益隠蔽の方法として未拂利息の項目を利用したり、借入金で整理すべきものを預金勘定又はコールローンの勘定に入れる等の類である。かゝることとはもとより褒めたことではない。

七 資金の運用

銀行の營業上最も注意すべきは資金の運用であることは今更いふまでもない。成績の優劣、信用の如何は一つに資金の運用如何にありといつてよい。しからば銀行の資金は如何に運用すべきものであるかについて以下項を分ちて述べよう。

第一 社會奉仕上より見たる資金の運用

理窟のやうに聞えるかも知れぬが、國民經濟上における富の生産に對し、最も重要なものは資本と勞力とである。この二つの共同動作によつて必要な物資が作り出され、これが必要な方面に分配せられ、さうして消費せらるゝのである。この重要な資本には固定資本と流動資本とがある。學校の講義で聞くやうなことであるが、固定資本はいはゆる資本家が出すところの資金で、事業會社の資本金とか、又は匿名組合員の出資金とか、各營業の目的となる施設に投ぜらるゝものである。例へば鑛山の採掘

權にもなれば、鐵道會社のレールともなり、寄託業者の倉庫ともなれば、電氣會社のダイナモともなるといつたやうなもので、事業そのものに注入せらるゝのである。銀行業でいはゞ資本金勘定に屬し、營業施設の投資資金である。流動資本は事業そのものに固着することなく種々次から次へ廻り廻つて使用せられるところの資金で、銀行における預金はその主要なるものである。

前にも述べたやうに資本金は銀行それ自體のために勝手に使用せらるべきものであるが、流動資金である預金はこれを國民經濟上の見地にもとづいて、國富生産上最も有效な方面へ投資しなければならぬ。即ち自腹を肥やす方面のみに投ぜずして進んで公共的に利用しなければならぬ。

(イ) その土地にて受入れた資金は先づその土地に放資すべきこと。

銀行は經營する者と、資金を供給するものと、資金の供給を受くるものとが、恰も巴の如く相互に利用し利用せられて行くところに存在の理由があるのであり、又かく

してこそ完全な發達が遂げらるるので、相寄り相扶けるには先づ利害關係の近接するものより始むべきものである。これは獨り銀行事業のみではなく、すべての事物において道義上然るべきであるが、元來我が國の銀行は各その地方における産業發展を目的として設立せられたるものであることを思はゞ、これ當然の義務といはねばならぬ。

近來往々大銀行等が自己の信用を利用して、單に預金吸收の目的を以て各地に支店を設置し、その集めたる資金は殆んどこれを大市場に送つて運用を圖るものがあるやうである。かくの如きは地方産業の發達を阻碍し、ひいては地方衰微の因をなすので、信用を濫用するものといはねばならぬ。かゝる銀行はたとへ信用が鞏固であるも未だ良銀行といふ資格はない。預金者の注意すべきことである。

(ロ) その土地の商業又は重要生産業助長のため運用すること。

その土地へ放資するにしても無暗に迎合風な貸出をなし、徒らに有數な慾望家の満足と與へるに止るやうでは折角の放資もかへつて有害無益であるかも知れぬ。例へば

機業地であれば機業關係資金に、米穀の集散地であれば米穀資金に投資するといふやうに、膝下の産業については最も容易に且つ確實に之を知るの地位に在るを以て、常に此の方面の研究を怠らず、企業家又は商人の實際狀況を洞察して事情を斟酌考慮し、適當なる投資に心掛くべきものである。單に利廻のみにとらはれて投資する如きは大に慎むべきことで、これがいゆる金貸業者と判然區別ある主なる點である。かかる銀行は信用するに足るものであるから資金の利用等についても無理を強要することなく銀行の忠言を容れ、一般預金者も進んで援助すべきものである。

(ハ) 投機の性質を帯ぶるものに投資せざること。

投機は射倖心の發露で場合によつて社會に非常な害毒を流すことあるのは讀者の知る如くである。投機の目的に投資することはその銀行の不健全を物語るもので、從來ポロを出した銀行の中でこの種の投資をした結果にもとづくものが少なくない。銀行としての天分を忘れるも甚だしいことで、本書の始めに述べたやうに一般公衆のため

に設けられた機關が一攫千金を夢みる等已にその心掛において憎むも餘りあるものである。經濟界の木鐸を以て任ぜんとする銀行が投機に手出しする等は以ての外で、その資金は公衆の汗水しばつた預金が大部分であることに思ひをいたすと切齒の感なき能はず。かゝる銀行はよろしく一掃すべきで、銀行利用者の最も注意を要するところである。

しかし茲に注意すべきは株の賣買を以て直ちに投機に手を出せるものと速断してはならないことである。獨り銀行のみならず資金の融通を原動力となすあらゆる事業は時と場合によりては、或ひは株式の賣買もなせば、米穀の取引もなすはやむを得ないことで、要はその取引の實質によりて投機となることもあり、又正當の取引なる場合もあるのである。この點については平常銀行と取引先との關係を注意して居れば自然と判明するのである。

第二 銀行自衛上より見たる資金の運用

銀行が投資するに際しては第一利廻のよきこと、第二確實に回収せらるること、第三流通の速なること等を考慮することが肝要である。銀行の破産は投機事業に手を出したり、その他不意の災變による以外には、多くは貸付金の回収不能が原因をなすことは普通一般の例である。確實なりといはるゝ銀行は主として資金の運用が右の三標準に基き最も適切なる状態にあるので、何等定見なく周圍の事情に促されて貸出した資金は一度財界に變動でもあるつた場合には忽ち回収不能に陥るか、又は資金の停滞をきたすか、さもなくば預り金の利率と五十歩百歩の利廻りにしかならずして、結局銀行として損失を招くやうな悲境に立ちいたることが多い。たとへ一般公衆の爲の機關だといへ損失を招いて營業をなすことは表面上いかにも同情に値するところはあるが、少し深く考へるとつまりは社會公衆に對し迷惑をかけることになるのである。故に銀行當事者はどこまでも用意周到で思考の綿密な人でなくてはならぬ。名譽や娛樂のためになすべき仕事ではない。銀行當事者について仔細の觀察をなすことが至極

必要な所以である。

資金はその性質によつて投資方面の區別を要する。已に述べた各種の資金には何も別に境界があるはずもなく又その他何等の區別がある譯ではない。資金はどこまでも資金であるが、たゞこれを運用する者の觀念によつて判然たる定めを置くべきもので、混合融和の中に侵すべからざる嚴然たる境界を設くることは營業を確實にする所以である。この意味においても嚴然たる人格ある當事者を有しない銀行はむやみに信用が出来ないのである。左に資金の種類による運用上の注意を略説しよう。

(1) 資本金勘定に關する資金

資本金勘定の要部をなす資本金は先づ第一にその一部を割いて營業用の土地家屋什器に投資しなければならぬことはいふまでもない、その投資されたものは所有物勘定である。元來銀行の所有物勘定は營業用のもの以外に存在する筈はないのであるが、實際にはなかく理窟通りにいかないことが多いもので、貸付金の抵當として徵求

してゐたものが、流質となることが往々あるので、それをそのまま所有する場合がある。これは主として賣却することのむづかしい動産や不動産で、營業用以外の所有物勘定を構成するものである。かやうな所有物を持つ銀行は一面不良貸出のあることを示すのである。

元來所有物勘定は資本金額の一部をなすものであるが、銀行によつてはこの方が資本金額より多いことがある。これは眞に遺憾な現象で土地・建物・什器その他の所有物は少くて事が足りればそれにこしたことはない。しかし必ずしもさうばかりいかぬ場合もある、といふのは金銭その他貴重な品を保管するのであるから、理想としてはその建物は地震にも火災にも耐へ得るのが望ましいのである。たゞ資産不釣合に門戸を張つて客を引き寄せんとする見世物風はあくまで排斥せねばならぬ。

右のやうに所有物勘定が資本金額を超過するのは大變態で、所有物勘定は資本金のほんの一部をなすのが健實なやり方で、その差引いた残額は他の諸積立金と共に原則

として有價證券の如き確實にして何時でも現金に換へ得る性質ものに投資すべきでこれ即ち銀行の保證資金であり且つ又準備金となるものである。兌換銀行券では正貨準備又は保證準備に等しいものでこれがあるのとないのとで兌換紙幣と不換紙幣との別があるのである。不換紙幣の價值については現に露國獨逸のそれが好實例で、銀行の信用もかうなつては或ひは浮ぶ瀬がないかもはかられぬ。

次に後期繰越金はその性質上預ケ金・コールローンの如き直ちに回収し得る方面に運用し置くべきものである。しかして右様の運用方法が確實に行はれて居るか否かは考查狀殊に貸借對照表を吟味せば判明する。このことは後に詳述する。

(ロ) 預金勘定に屬する資金

預金はその種類によつて比較的長く据置かるゝものもあるし、又當座預金の如く受拂の極めて頻繁なるものもあるのであるから、運用についてもそれ〴〵その性質に應じて考案しなくてはならぬ。丁度事業家が使用人を働かせるに、それ〴〵の長短を考

へて適當な仕事に向けるのと同じやうなもので、性質に適合しない運用方法をとると、遂ひには失敗を招くこととなる。大切な公衆の預金をその種類性質の如何を顧みずして無暗に貸付くるなどは、銀行當事者として實に不見識といはねばならぬ。すでに述べたやうに預金勘定は銀行の最も主な運用資源であるから、これが運用には一層の考慮を加ふるは當然の義務といはねばならぬ。

ひとり銀行の仕事ばかりではなく、女儀さんの毎日三度焚く飯もこわし、やわらかしで、思ふまゝにならぬのが世の常ではあるが、ことさらに思ふやうになりさうでならぬのは財界のことからである。銀行は財界の血管に譬ふべきものであるから、これが一張一弛は一般財界を左右し得るやうに思はれるが、悲しい哉、我が國の現下の銀行業は財界の空氣に支配されることはあつても、支配することはない。資金の需要供給の關係もいつも銀行の方が受働的になる状態で、前に述べたやうに銀行として進んで事業を助成しようなどは理想であつて現實には多少隔りがあるかも知れぬ。とかく

地方の状況やその時々事情によつて預金勘定と貸出勘定とが一致しないことが多い。貸出が預金を超過するやうな場合は借入金といつて他から金を借りてこれを補充し、預金が過剰となるやうな場合は適當な預ケ金とし、又はコールに出したりして運用する。常に預金の方が多くて借り手の少い銀行では、預金利子に比較し割合に利廻のよい有價證券等に投資することがある。卷末の假設銀行について見ると貸出額が預金額を超過し、これが補充資源として借入金に依頼してゐることがわかる。

預金が年中を通じて常に貸出金より著しく不足してゐるやうな銀行は、その經營宜しきを得たるものといふことは出來ぬ。これは銀行内部の金繰が餘程窮迫して居ることを立證するものである。何故かといふにこのやうな銀行は頗る危ない藝當をして居るのであつて、一面には資本勘定に屬する資金を貸出につかつて居ることを示してゐるのである。かうなつては危険千萬で豫備兵はおろか後備兵まで已に戦線に立つて働いてゐるのであるからいつ敵彈のためにやられるかはかれない、いはゆる命がけで

ある。人間の智慧は恐ろしいもので、かういふ場合にはたとへ資本金からすぐに現金を出さないでも、資本金運用のため買入た有價證券を擔保として借金をしたり、手形の再割引で辛うじて辻褄を合せたりするのである。かうした運用をしてゐるやうでは萬一といふ場合に金の運轉がつかないから支拂停止の破目に陥るのである。

少しむりではあるが十分をいふならば、資本金勘定は勿論のこと、預金の一部もこれを支拂準備金として、有價證券なりコールなりのやうな萬一に備へ得られるものに運用するのが最も健實なやり方である。しかし營業といふ意味に對してもさうばかり我儘の要求をすることは酷であるし、又さう石橋ばかりたゝいてゐたのでは銀行本來の職能を全うすることが出來なくなる譯である。要するに預金の性質によつて又貸出の種類を考へ、短期な預金には簡單に回収し得るやうな貸出方法を講ぜねばならぬ。考課状態で預金と貸出との總額及各種預金の額と各種貸出金の額とを比較對照して、その運用よろしきを得てゐるか否かを檢することによつて健實さの如何の一斑は知り

得る理である。

至極健實な銀行になると右いふやうに支拂準備のために預金勘定の一部をさいて有價證券に投資してゐる。考課狀面ではそれを知るには諸公債證券・社債券・株券等の有價證券所有高の合計金額に營業用土地・建物・什器・不動産等の所有物勘定の合計金額を加へ、前に述べた資本金勘定の合計金額と比較すべく若し前者が後者より多い場合にはその額だけ預金勘定から有價證券に繰入れあることを示し、又前者が後者より少い場合にはその反對に資本金勘定の一部が運用資金となつてゐることを示すものである。卷末假設銀行の貸借對照表について説明すると

有價證券所有高合計	一〇、九三二、三一二 ^円
所有物勘定合計	一、五三五、九〇〇
計	一二、四六八、二一二
資本金勘定合計	一〇、一七〇、〇〇〇

差引

二、二九八、二一二

上記の計算により二百二十九萬餘圓は預金勘定より支拂準備の一部として有價證券に投資せられ居るものと推知することが出来る。尤もこれは季末の關係上一方に借入勘定五百六十三萬圓を擁して居るから、預金勘定及資本金勘定から繰入れた有價證券の一部分は已に使用済となつた形になつてゐる。換言すれば所有々價證券を利用して平常以上に季末の預金引出及季末決濟資金の需要に應じたことを物語つてゐる。

以上は預金の一部を割いて準備金にあつべきことを述べたのであるが、預金勘定に屬する資金はたゞ一部を準備として置きさへすれば、他の預金はどう運用してもよいかといふに決してさうではない、前にも一言した如く循環の迅速なる方面を選んで投資すべきもので、貸出金が一箇所に停滯するやうなやり方は注意して避くべきことである。各種貸出金の中で證書貸付は最も固定的のもので、他の方法による貸出で成績のよくないものを整理した結果にもとづくものが多く、したがつて回収も容易でない

場合がある。故にこの貸出の多いのは預金運用の方法そのよろしきを得ないものと見て大差はないのである。その他當座預金貸越・手形貸付・荷爲替及割引手形等のいづれも回収の確實を期する以外に迅速であることを心掛くべきである。貸付金の種類と貸付先及その回収運轉の程度を知ることが出来れば申し分ないのであるが、これはなかなかむづかしいことである。尤も貸付の種類は考課状でもわかるし又組合銀行であればその營業毎週報告で以て知ることは出来る。

(ハ) 借入金

銀行は常に資金の固定することを避けねばならぬが、一時に多額の預金引出に遭つたり、又は歳末等によくあることであるが、預金の引出に加ふるに貸出の激増を來せるとき、又取引地方の主要産業の資金需要季等の場合一時資金の不足を來すことがある。かゝる際には借入金によつてこれを補給することはやむを得ないのである。この借入金ほんの臨時資金で、平素から萬一のため準備してある有價證券を擔保とした

り、又已に一度割引した手形を他の銀行で再割引を乞ふ等して融通を受くるものである。これが地方的の資金需要にもとづくものならば普通銀行相互に遺縁をして融通するのであるが、盆節季又は大節季末の如く一般的に資金の需要ある場合、お互の銀行間だけでは融通のつきかねるときには中央銀行の地位にある日本銀行から借入れるのが普通である。横途にはいるやうであるがこゝでちよつと説明して置きたいことがある。といふのは銀行はお金の運轉をなす商賣であるから一も二もなく金をたよりとして營業してゐるので、第一には自分の手許にある現金即ち營業報告等に金銀在高といふのがそれで、第二にはコールといふ至つて短期間なさうして呼べばすぐ返へる貸付金、第三はこゝにいふ借入金の擔保とする有價證券の蓄へで、戰爭の場合にたとへるとコール・有價證券は豫備軍にあたる。殊に有價證券の蓄への多少は第一線で奮闘してゐる士氣に影響するところが大であるから、前に述べた様に資本金勘定は主としてこれに投資し、その上に預金勘定の一部分もこの豫備軍中に含めて置くのが健實なやり方

であるといつた所以で、銀行の營業に餘裕綽々たるところは一つにこの準備の多少にあるといつてよい。

扱て本途にかへつて借入金は臨時のもので、その時々都合によつて一時に多額を返却することもあれば、又借り入れるときもあるから残高増減の開きはかなり大である。場合によると借入金は皆滅すべき性質のものである、たれとて大切な擔保物を提供して相當高い利息を仕拂つて、好んで借入れをなすものはない。しかるに常に多額の残高をもつてゐる銀行がある。これは裏面に何かの事由の存在することを想像される。これを善意に解釋すれば借入金政策を以て經營の方針とする、いはゆる金貸銀行と見ることも出来るが、それとしても高利貸の域を脱しないに相違ない。ところが多くの場合は手許の窮迫を暗々裡に裏書せるものであつて、内容のよくないことを表はして居ると見て當らずとも遠からずである。此の點は銀行も個人も何等變るところはないので、いかに金貸だとしても借金をして又貸をしてゐるものはさう大いしたもので

ないことは明かである。さうでない場合は多くはやり繰りに困つて借金をするので體裁や冗談で人に頭を下げた上に擔保まで提供して借金するものゝないことは常識でも考へられる。

(二) その他の資金

こゝにその他の資金といふのは、當季の利益金未拂勘定又は未決勘定等に屬するものを指すのである。いづれも一時的のもので、これを運用するといふは或ひは言葉が妥當でないかも知れない。しかしたゞの一時間でも何かに使用すればそれが即ち運用である。折角の現金も金庫の中に藏められては、お金としての價值は没却されてしまふ譯であるから、極めて短期のコールに出すとか、又は他の銀行に預け入れなどしてそれ相應の運用方法を講ずるのが、銀行家として執るべき手段である。

第三 資金運用上の注意

資金運用上注意すべきことは、いままで陳述したうちに大體網羅されてゐると思ふ

が、こゝには特に注意を喚起するため、重要でしかも我が銀行業者の動もすると陥り易い弊であると思ふ事項の二三について説明しよう。いふまでもなくこゝに述べんとする注意事項に反すると否とは、銀行の良否の岐るゝ重大な原因をなすのである。

(1) 情實貸を避くること。

人間は感情の動物で、情實に支配せられ易い性質を有することはやむを得ないといはゞそれまである。こゝが美しいところで、又注意すべきことである。事業の成敗は一つにかゝつてこの機微にあるといふも或ひは過言でないかも知れぬ。いづれの事をなすに當つてもこの邊の自覺あるべきは、正しく成否を決する所以であるに違ひない。殊に人の大切な資金を預り、これを運用すべき重大な責任を有する、銀行當事者は最も嚴正な心掛けを以て物事に接することを必要とする。融通を受けようとするものの常套手段として、この弱點に喰ひ入らんとするのである。又今日の實際に徴するに銀行家と企業家又は銀行家と商人とは同一人であることがあり、又同一系統に屬す

るものが多い。したがつて互に利用し利用せられて居る間に、いつしか銀行經營者が銀行といふ立場を忘却し往々にして過分な資金を融通したり、または見當外れな投資をすることがある。ハアツ！と氣付いたその時はすでに遅かりし由良之助で、取返しのかぬ失敗を招いてゐるのである。そこで誰しもいふことであるが、銀行家は專業でなくてはならぬ。他の仕事に關係をもつてゐるとこの弊に陥り易い。古來實業家兼銀行家が大いなる成功をした例は極めて少いやうである。ちよつと考へると銀行の經營のかたはら他の事業を經營し、又事業經營の方便として銀行を經營するは非常に都合がよいやうであるが、その實それと反對で一方で失敗すれば共仆れとなるので、根も葉もないやうな悲惨な破目に陥ることがないとも限らない。その實例も讀者の記憶に今更新なるものあることに氣付かれること、思ふ。

世間によくあることであるが、會社組織の大株主は銀行に對して絶大なる力を有して居るために、依頼に對して御無理御尤もの場合を生ずることが少なくない。大株主

の方から見れば銀行は自分の物の如く考へて居る。甚だしきに至りては重役も行員も、恰も自己の使用人と思ひ込んで居る者がある。このやうな連中に威嚇されて否應なしに情實に屈從するが如きは以ての外である。どうも書き振りが銀行経営上の注意といふ風な筆法になり易いので、讀むにつれて或ひは銀行業者の心得かとも思はれるかも知れぬが、銀行業者の心得は又銀行以外の者の心得であるとともに、内容を知らんとするには自分が銀行経営者の立場となつて銀行を見るに如くはないのである。右述べたやうに情實上の取引は銀行として餘程注意を要するところである。情實貸の多い銀行は銀行としての價値の少ないばかりでなく、或ひは恐るべき内幕のあるか、又はどこかに大きな穴がないとも限らない。みだり疑つては悪いが疑ひも時と場合には大いに必要である。

よく何々銀行は某の機關銀行であると話題にのぼるのであるが、これはその銀行を褒めた言葉でなく、かゝる銀行はある個人又は會社の事業と密接な關係があつて、事

業の盛衰は直ちに銀行の盛衰として表はれるから注意せねばならぬ、といふ意味を言外に含ませてゐるのである。しかし同じ系統の下に事業會社や商事會社があるからその銀行は事業會社又は商事會社と一心同體の關係を有するものと、早呑みしてはならぬ。鞏固な信用を有し確實な基礎の下に作られてゐる、大組織のものには各その目的とする仕事を嚴格に區別して、互に侵害することを許さないやうになつてゐるから、むしろかくの如きは銀行經營をして安全且つ確實に運行することを得るものと見なければならぬ。要はたゞ外形ばかりの問題でなく、その内實に立入つて是非善惡を判別すべきである。

(□) 固定貨をなさざる事。

資金が一ヶ所に固定するのはその運用の拙なることを示すのである。勸業銀行・興行銀行・農工銀行等の如き特殊銀行は別として、預金を以て主たる運用資金とする普通銀行にありては固定貨をなさざるやう注意すべきことは、預金の要來次第拂出さざる

べからざる性質を考へても明かである。譬へ利廻よく、且つ回収確實なるものでも一度固定貨を生じたる以上は、その資金はすでに運用の性質を失つたものと見做すべきである。殊にデット・セキュリティ（死したる擔保物）即ち擔保としては相當の價值はあ
るが容易に換價するを得ず、且これを活用するには更に資金を注入し、つひには銀行
自身自らこれを經營せざるべからざるが如きものに對して貸出すときは、資金は全然
固定せられ一度財界の變動に遭遇せば、これがたゞちに破綻の原因となるかも知られ
ない。かの大正十一年末銀行取付騒ぎの際、工業に對する貸出又は不動産擔保の貸出
を興業銀行・勸業銀行において肩代りする問題が生じた如きは、普通銀行が資金を不
動産に固定させてゐた證據で、資金の運用法を誤つたものといはねばならぬ。

擔保はたゞ單に擔保の價值さへあればよいのでなく資金運用の立場から考へなくてはならぬ。右申す如く固定貨の有無は銀行成績上重大な關係がある。平穩なときは割
合に利廻もよいところから何等の障害も感じない、のみならず手数を要しないから實

務者はそのまゝになす風があるが、萬一の場合を思はゞ堅實をモットーとする銀行の
なすべきことではない。

(ハ) 貸付金額を制限すること。

情實貸の多い銀行はいふも更なり、然らざるものと雖も資金の融通活潑な際には相
當の信用ある取引先へは無限な融通をなす傾向がある。一體少数取引者に大口の貸付
をなすより小口に多數へ貸付る方が安全である。ところが二三流銀行に限つて少数の
得意先へ大口の貸付をなす弊がある。一口固定せば忽ちに資金に窮し、得意先の盛衰
と運命を共にせねばならぬやうな醜態を演ずるのである。淺薄な考へを持つてゐる者
は無制限な貸付をなす銀行を見て、金が多いからいくらでも貸出すとか、しつかりし
てゐるとかの好評を與へ、その反對に貸付に制限をなすやうな銀行を見て、貧乏銀
行だの、ケチくしてゐるとか、役に立たぬとかの悪評を浴せるが考へないも甚しい
といはねばならぬ。身の程も考へず、無限貸付に下馬評を高むるやうな銀行は、そ

の裏面は四苦八苦の態で悪戦苦闘して遂に尻尾を出すことは必然である。貸付額の制限を加ふるやうな銀行は營業方針が堅實で信用するに足るものと見て大いなる誤はない。

八 營業報告

第一 營業報告とは

以上は一般論に立脚して銀行は斯くあるべきものである、そこで斯くないものは語るに足りない、といったやうな、いはゞ自問自答式な消極な見方を實際化して説明したのである。次には更に一步を進めて斯くあるものは不良で、斯くあるものはよいものである、いはゞ積極的見方を述べたいと思ふ。しかし斯くいふものゝ具體的にいよゝのところをつきとめることは仲々の難事である。もし誰でも勝手自在に銀行の内部に立入り諸帳簿又は證憑書類を吟味することが出来るならば誠に好都合である

が、人の懐に手を入れたり台所まで踏み込むのは、スリか泥棒かでなくては出来ないうざで、さうしなくて見てゐるか見てゐないかわからない間に、外に立つて内を見抜くことが必要なのであるから、搔いところにとゞき兼ねるのは真にやむを得ない。文明の進歩した今日實に情けない感じがしないでもないが、まだ科學もそこまで進歩してゐない。尤も千里眼や透視法によつて見たならば、或ひは判明するかも知れないが、それもまだ銀行の見方にまで及んでゐない。

冗談はさて置いて營業報告といふのはどんな正體をもつてゐるものか、といふに形式等はまらゝで一樣になつて居ないが、銀行條例施行細則に規定し、決算後大蔵大臣や株主その他の關係者へ發送すべきものは、いはゆる營業報告書・貸借對照表・損益計算書・準備金及損益金の處分法を記せる書面の四つを總稱してゐる。

營業報告書 は一決算期間(大抵の銀行は半ヶ年)の營業狀況を説明したもので、通常第何期(回)營業報告書と題するのがそれで、記載すべき事項は概ね次の如くである。

- 一、資本金 繰越高・増減高・現在高・株式及株主の變動
- 二、株主主總會及庶務の要件 總會の種類・開會日・登記・願届事項等
- 三、營業の狀況 營業日數・コレレスボンデンス先の増減・現在數・金融狀況・各種勘定の伸縮等
- 四、預り金 繰越高・預り高・支拂高・現在高
- 五、諸貸金 繰越高・貸出高・取立高・銷却高・現在高
- 六、割引手形 繰越高・割引高・取立高・現在高
- 七、荷附爲替手形 繰越高・割引高・取立高・銷却高・現在高
- 八、他店へ貸 繰越高・貸高・取立高・銷却高・現在高
- 九、他店ヨリ借 繰越高・借高・返済高・現在高
- 一〇、預ケ金 繰越高・預り高・引出高・銷却高・現在高
- 一一、借入金 繰越高・借高・返済高・現在高
- 一二、—— 再割引手形・未拂勘定・未經過割引料等モ亦同

- 一三、有價證券 繰越高・増減高・銷却又ハ引上高・現在高
- 一四、營業用土地建物什器 繰越高・増減高・銷却高・現在高
- 一五、現金 繰越高・出入高・現在高
- 一六、爲替 送金爲替取組高・被取組高・代金取立依頼高・被依頼高・枚數
- 一七、受託代金取立 コレレスボンデンスニ非ザル得意先ヨリ依頼高及其枚數
- 一八、損益 總益・總損・損益高

貸借對照表 は一會計期間の終りに於いて營業上有する、一切の資産と負債とを對照して、その期末の財政状態とその期間の純損益高とを一見明瞭に現はすもので、一名資産負債表ともいふ。

損益計算書 は一會計期間營業上の純利益を確むる目的を以て、損益に係る諸勘定の残高にて、本支店別並に銀行全體の損益計算をなせるものである。

準備金及損益金の處分方法に關する書面 は通常貸借對照表及損益計算書と共に營

業報告書の最後に附されるもので、当期純益金及準備金を如何に處分したかを示すものである。

これ等の報告書で大藏大臣に報告するものは規程通り詳細に記載されてゐるが、印刷物として一般に發表するものは案外に簡單なものである。しかしこれが銀行を値踏みする唯一の材料である。俗に考課状といふはこの營業報告のことである。

第二 營業報告の見方

外面に立つて内容の如何を視はんとするには、信用調査を専門としてゐる興信所等に依頼すれば信用状態の大體は知ることが出来るが、それは同業者間等のやることで一般に望むことは出来難い。そこで一番手取り早く出来る、第一の方法は營業報告について見ることである。しかしこれとて別に新案特許の妙策がある譯ではなく、又如何に達識明敏の士と雖も一片の考課状では完全に内容をつきとめることは不可能である。けれどもこれについて相當の考慮を拂ふならば、相應の收穫が得らるゝことは勿

論である。左にその見方の大要を述べよう。考課状の見方には次の三つの基本方式がある。

- 一、同一年における上下兩半季の報告を通觀すること。
- 二、毎季報告を比較研究すること。
- 三、貸借對照表を基準として全報告を解剖すること。

同一年における上下兩半季の報告を通觀すること 銀行の營業を支配する金融事情は大體一ヶ年を限度として繰返さるゝものであるから、一ヶ年間の狀況を吟味すれば銀行全營業の始末につき大抵の見當をつけることが出来る譯である。例へば投資の目的を主として製絲資金及米穀資金に置いて居るとか、舊節季資金は不用であつたが一月遅れの節季資金を出して居るとか、上半季は借入金によつて營業資金を調達しなければならぬ事情にあつたが、下半季は大部くつろぎを見せて預け金を出して居るとか、年中行事の大要又資金運轉の始末等大凡の成行を知ることが出来る。尤もこゝに

注意すべきは金融に關する大體の基礎的知識を必要とすることである。金融はおろか財界大體の豫備知識がなくては考課狀を如何に讀んだからとて分るはずはない。むしろごく数字ばかり並べてあるから面倒臭くて見る氣分になれないに違ない。かやうな人には到底銀行の見方等いつたところが、趣味もなければ面白味もないかも知れぬ。よろしく根氣よく經濟界上の基礎的知識の養成に努むべきである。金融についてはさきに本會の著した金融の見方(寶文館發行)は良參考書であると思ふ。

毎半季の營業報告を比較すること 大抵の銀行は一年を上下の兩半季に分けて決算をしてゐるところから、營業報告を一名半季報告と呼ぶ。この毎半季の報告を比較對照することは、營業の狀況又は成績の推移變遷を知る上に最も必要である。即ち預金や貸出が如何に増減しつゝあるか、又利益金は如何様に變化してゐるか、重役の顔觸れはどうか、資本金の拂込がどうなつてゐるか等種々變遷の跡を知り、その變動は如何なる理由によるものであるかといふことを推察判斷することが出来る。銀行による

と數ヶ年に非常な變動を來すものもあるし、又變動の狀態常ならずして、何となく動搖の多いことを感じさせ、甚しいのになると重役等の顔觸れが年と共に變つてゐるものもある。とにかく何事でも比較研究といふことは大切であるが、考課狀の研究にはこの方法が格別効果がある。たゞ一半季のみの報告では見出すことの出来ない事柄が案外容易に發見せられる。例へば未拂利息は概ね毎季末とも殘高は十萬圓位であつたのに、今季末は頓に五萬圓を増加して居る。しかるに取引高にはさまで開きがない。これはいかにも不思議であるとか、又所有の某株數が千株減少して居るにもかゝらず、所有價格の減少はその株式の時價より見積つて五萬圓も少ない。これは平素から所有見積價格を内輪に見て計上して置いたが、急に相場が上騰したので、これを機として賣拂つたため見積價格より五萬圓の利益があつた。それを利益金として表はさず隠したものだとか、いふやうに吟味して行くと大體の事情は推測することが出来る。斯様な觀察をなさんとするには決算報告の各項目の數字を表に作つて、種々な考察を加

へることが便利である。比較研究の結果は次の如く結論することが出来る。

(イ) 固定的の資金即ち容易に現金になり得ない資金の増加率に比し、利益がこれに伴はない場合は、内容が不良となつたことを示す。例へば他の利息収入を生ずる勘定の中證書貸付が著しく増加したにかゝらず、利息の収入がかへつて減少した場合の如にはこれである。

(ロ) 固定的の資金の増加率が、運轉資金の増加率を超過せるは、資金の運用そのよろしきを得ないことを示す。

(ハ) 借入勘定が減退せざるか、又はかへつて漸増の傾向あるものは、運轉資金の缺乏を示す。

(ニ) 資本金勘定は漸増するを本則とするが故に、逆に漸減するが如きは何等かの事故あることを示す。しかしこれは場合によつて斟酌せねばならぬ。例へば固定貸が積立金と共に減少して居る形跡のある場合は別に内容に變りがある譯でなく、か

へつて偽らざる内實の發表をなしたものととして歓迎すべきである。

(ホ) 預金勘定の減少はこれが一般的の現象ならば致方なしとするも、然らざる場合はその銀行の信用が傷けられた結果、見ることが出来る。しかしこれに反して預金が増加せる場合といへども必ずしも信用の向上であるとは断定し得ない場合がある。即ち預金の増加には種々の悪原因の存在することがある。例へばたゞ體裁を装はんため性質上借入金であるべきものを預金勘定にて整理せることあり、又極めて高利その他の悪辣の手段を以てむりに吸収した預金であることあり、又はほんの一次的で永續性の乏しい預金があることもある。かゝ場合には單に預金の増加のみを以て直ちに良否を断定することは出来ない。

(ヘ) 資本金勘定が固定的負債に超過せる銀行は極めて稀に見られるのであが、かくの如きは極めて確實なることを示す。

貸借対照表を基準として全報告を解剖すること 一ヶ年を通じて營業報告を通覽す

ること、毎半季報告を比較対照することは、獨り銀行のみならず他の事業會社商事會社等に共通の見方であるが、銀行考課狀の特別な見方はこの貸借対照表を基として報告書各項目につき解剖吟味することである。この方法は少々専門の知識を要するもので、一般銀行利用者が誰も彼もとは或ひは望めないかも知れぬ。しかし考課狀によるとしては最も興味あり、又最も有効な見方である。なかでも銀行良否の岐れる資金の運用が如何なる状況にあるかを知るには最良手段である。左に項目を分ち略説しよう。

一、資産及負債残高の清算を試みることに。

この清算は次の如き方法で行ふのである。卷末の假設銀行について實驗しよう。

(イ) 貸借対照表における見積り勘定が正當に算出されて居るや否やを吟味すること。
 見積り勘定といふのは所有たると借入たると貸付たるとを問はず、有價證券の諸勘定と所有動産及不動産勘定(土地建物什器)との二種である。有價證券は營業報告には各銘柄別に額面枚數(又は株數)所有價格及所有價格の見積單價を表示してあるから、そ

の見積價格が果して眞正の時價を計上しありや否やを吟味することが第一で、半季末の新聞紙に掲載せられるもの又は野村日報・紅葉堂日報等取引員の發行する相場表によつて東京及大阪取引市場の公社債又は株式相場を考課狀面記載のものと比較して若し時價が考課狀面の相場より高い場合にはそれだけは隠れたる利益に相當し、この反對の場合にはそれだけは損失金の隠蔽となる。この方法を時價の差損益を算出するといつて、採算の第一歩とする。卷尾の假設銀行について見ると公債で七萬圓、株券で八萬圓の差益を生じ、社債で五萬圓の差損ありとし、差引十萬圓の差益あることになる。

次に土地建物の時價の採算である。これは相場表といふやうなものがないから、その銀行建物の所在地の状況及建物の實質等を觀察して、大體の見當で見積りが多い過ぎるとか、又少な過ぎるとかを判定する。例へば甲地の甲場所は坪千圓位の賣買値段であるに拘らず、五百圓位にしか見積つて居ないとすれば、敷地約二百坪と見て十萬

圓見當は割安に見積つてあることになる。これは即ち隠れた利益で信用すべき條件となる。建物に就ても亦大體同様に觀察する事が出来る。巻尾の假設銀行は震災に因る家屋什器の損害を鎖却せるにかゝはらず、尙且つこれ等所有物の差益二十萬圓を有す。

(ロ)貸出割引に不良貸即ち回收不能の分がどの位あるかを吟味すること。

これは決算報告書面では全然不明で、考課状の見方の項に入り難いのであるが、便宜上こゝで説明する。注意せんとする銀行についてその取引先の破綻、新聞紙の報道訴訟事件及一般の噂等を材料とし、小口の分は判然しないまでが大體の見當はつく場合が多い。假設銀行については、某商事會社に對する五萬圓、某破綻銀行に對する債權五萬圓、都合十萬圓は別に鎖却の手續を取つた模様がないから回收不能のものをそのまゝ計上してあるものと假定す。

(ハ)未決算勘定に屬する未經過割引料、又は未拂利息等の中に隠されたる利益の有無を吟味すること。

假設銀行の手形貸付割引手形の總殘高と未經過割引料とを比較對照すると、

手形貸付	一六、一二五、〇〇〇 <small>円</small> (千圓以下切捨て)
荷付爲替手形	二、一五五、〇〇〇
割引手形	六、五二三、〇〇〇
割引總額	二四、八〇三、〇〇〇

割引料を平均日歩二錢五厘として

一日分の割引料總額は日歩二錢五厘に對する二四、八〇三、〇〇〇圓分即ち六、二〇〇

圓餘

未經過割引料は大約何日分に相當するかを見るには

未經過割引料一八二、〇〇〇圓を一日分の割引總額にて除したる、二十九日餘なり

この日數はその土地の狀況により適宜に斟酌する。

次に未拂利息六二、〇〇〇圓の比較に徴するに、甚しい消長がないから先づ至當と

認める右の採算に基き貸借対照表に改訂を加へると、

資産の部		負債の部	
有價証券勘定	一〇、九三二、三二二 ^円	株主勘定	一二、六七〇、〇〇〇 ^円
差益追加	一〇〇、〇〇〇	純益金	一、二〇〇、五二二
所有物勘定	一、五三五、九〇〇	追加純益金	三〇〇、〇〇〇
差益追加	二〇〇、〇〇〇	其他勘定	三七、一八七、九八八
其他勘定	三八、五九〇、二九八		
合計	五一、三五八、五一〇	合計	五一、三五八、五一〇

の如く純益金の三十萬圓の増加となり、それがため利益金處分についても後期繰越金
が三十萬圓増加することとなる勘定である。以上の清算による株主勘定即ち株主の債
權として見らるべき出資額は

一〇、九六五、五二二圓に加ふるに三〇〇、〇〇〇圓合 計一一、二六五、五二二圓

となり考課状の表面よりも内容が充實して居るものと見ることが出来る。

二、資金の運用が停滞して居るか否かを吟味すること。

資金を如何に運用するかは如何なる事業を經營するにも最も留意すべき事項である
が、銀行は再三述べた如くこゝに生命があるのである。このことについてはすでに資金
運用の章で説明した。これを假設銀行について見ると、大體當を得たものであるとい
へる。運用の方法は至當であるが次にはその内容の如何を吟味せねばならぬ。

(1) 資本金勘定に屬するもの、中には容易に運用し得ない固定的のものと、容易に
運用し得る流通性のものとの二種類がある。固定性を帯ぶる勘定は資本金勘定と、定
期預金と特別當座預金の半額とである。

特別當座預金を半額とするのは、この種の預金はいはゆる貯蓄預金であるから特別の
事變に遭遇せざる限り、全部引出されるやうなことはあり得ない。しかし定期預金の
如く一定期間は引出さざる條件のものに比すれば、多少確實性が乏しいから大體の見

當として半額と見て置けば大なる誤りはない。

流通性を帯ぶるは見返勘定(支拂承諾見返)を除いた、上記以外の總ての勘定で即ち諸預金勘定・繰越勘定及損益勘定等をあげることが出来る。

こゝに固定的のものと流通性のものとを分けたのは、一般的の抽象概念を主としたもので、その實際がこれに伴はず、内實の證據のあるものは取捨鹽梅しなければならぬ。例へば借入金でも數年にわたり返却を要せないものならば、定期預金と同じやうに考へてちよつとも差支へない。しかしかくの如き内實の反證はすでに内容が不良のために惹起せる瀾縫の策、又は他からの援助を受くるに原因することが多いからこの點に注意しなければならない。

(ロ) 資産勘定に屬するものは流動的資産即ちたゞちに現金となり得るものと然らざるものとに區別して見ることが大切である。

流動性の資産に屬するものは現金在高(切手手形等も含む)預ヶ金・他店へ貸・諸公債

證書、同見積差益・社債券(普通に賣買せられざるもの及見積差損を除く)株券(普通に賣買せられざるものを除く)同見積差益・荷爲替手形の金額及割引手形の一半額等である。元來割引手形は、純粹の商業手形の如く無擔保であるべきであるが、實際上には擔保付手形貸付に類似せるものが少く、したがつて優良な擔保のついてゐるものは無擔保のものと同様に、これを流動性のものとして計算してよい。又話が横途にはいるやうであるが、元來擔保の優良のものとは俗に見返り擔保と稱するもので、日銀が貸付の擔保として認める國債・地方債・社債・株券・商品等であるが、地方債社債株券の中間の一半は容易に賣買の出来ないものも含まれて居ると見なければならぬ。しかし考課狀面だけでは断定し得られない。又不動産擔保であつてもこれは單に根抵當的に差入れた保證物件に過ぎずして、實際にはかゝる擔保は餘り重きを置かず、手形關係者の信用それ自體によるものもあるから、擔保付でありながら信用手形であるやうなものである。したがつて國債及商品擔保以外の擔保付割引手形のどれだけが、果して流動

性を帯べるものであるかは、その地方の状況を斟酌して大まかの見當で割出すより外に途はない。

この外に諸貸出金の一半もこの部類の中に入るべきものである。諸貸出金といふ中には證書貸付・手形貸付・當座貸越及コールローン等が含まれて居る。その中證書貸付は全部これを除外すべきは性質上當然である。その他の手形貸付及當座貸越は擔保の優良なるものを、コールローンは全部を流動性のものと見るを至當とする。ところがそれは理論上の見地から理想をいつたもので、考課状には擔保別の貸出表は各種の貸出を一括して示してゐるのが通例であるから、手形貸付及當座貸越のみを擔保別に抽出することは不可能である。しかし證書貸付に優良なる擔保を徵求してあることは極めて例外に屬するを以て、この分は固定性の擔保即ち不動産の如きもの、又は信用及保證に入つて居るものと見て誤りはない。コールローンが擔保付である場合には、自然優良のものを徵求してゐるのが普通であるから、これは當然優良擔保のものと思ふ

ことが出来る。信用貸の場合は擔保別貸出表中から除いてあるはずであるから、ダブルやうなことはない。要するに諸貸出金中流動性のものは無擔保のコールローンと、國債商品擔保付諸貸出及擔保付のものでは前に述べた割引手形と同様の趣旨によつてこの擔保付貸出をその地方の状況により斟酌して大まかの見當によつたものである。固定性の資産に屬するものは資産勘定の總計から、未拂込資本金支拂承認及上記の流動性資産勘定を差引きたる残高である。以上の如くして算出せられたる資産負債兩部の各勘定を假設銀行につきて比較せば左の如くである。

資産の部

負債の部

固定性を帯ぶるもの

流動性を帯べるもの
の差引たる残高

一六、七二六、八七七^円資本金勘定 一〇、九六五、五二二^円

定期預金 一〇、五三二、一五三

特別當座預金(半額) 四、〇五二、六二〇

流動性を帯ぶるもの		合計	二五、五五〇、二九五
差引			八、八二三、四一八
現金在高	六〇六、一七一 ^円	固定性を帯べるものの差引たる残高	二二、七〇八、二二四 ^円
預ケ金	一〇〇、〇〇〇		
他店へ貸	一、八二三、六〇二		
諸公債證書	八、〇〇二、五〇〇		
同見積差益	七〇、〇〇〇		
社債券(見積差損を除く)	一、二〇〇、〇〇〇		
株券	五〇〇、〇一五		
同見積差益	五〇、〇〇〇		
荷爲替手形	二、一五五、二六二		

割引料(半額)	四、五二三、五〇〇
諸貸出金	一二、五〇〇、五八三
合計	三一、五三一、六三二
差引	八、八二三、四一八

右様の如く假設銀行の資金は八百萬圓以上ゆとりある方法に運用せられつゝあるので、極めて優良なものといはねばならぬ。この様にして考課状について吟味したならば、資金の運用はおろか、大體良否の見當がつくので、少しは面倒であるかも知れぬが、興味も亦至つて深い。以上三つの考課状の見方は幾分専門的で或ひは一般的でないかも知れぬが、かうした見方によつたものには大抵誤りはない。

第三 簡易なる見方

以上述べた見方はかなり複雑であるから一般にだれにでもといふのは或はむりかも

知れぬ。又この忙がしい世の中にさう専門的に考課状の一々について見てゐる暇はない。結局理想論で実際には間にはない、と讀者からお叱りをうけるかも知れない。そこで著者は敢えて迎合といふ譯でもないが、そこに一面の眞理があると思ふから至極簡単な見方で大體を知り得る方法を略説しよう。ところがこれとて別に妙法があるといふのでなく、すでに前數章に涉つて述べた中に大部分は説明しつくしてある。注意深く讀んだ者には改めてこゝで説く必要はないが、しかしさう庇理窟ばかりいつてゐたのでは碍があかないから幾分重複を免れないが左に要領を摘出しよう。

(イ) 積立金の多寡

積立金は資本金殊に拂込資本金に比較して、どの程度にあるかを見る。申すまでもなく積立金の多い程がよいのである。

(ロ) 資本金及積立金運用の状態

未拂込金額と拂込金額とを區別して拂込資本金及積立金はこれを流動的の状態に置

いてゐるか否か、即ち有價證券の金額とどの位開きがあるか。このことにつきては資金運用の章に詳しく説明して置いたから参照されたい。

(ハ) 資本金勘定と營業用土地建物什器との割合

營業用土地建物什器等は額の少いだけが良いことは申すまでもない。しかしすでに資金運用の項に述べた如く。徒らに少いことばかりも望めない場合もある。要するに釣合といふことが肝要である。

(ニ) 預金と貸出との割合

このことも已に資金の運用の項で述べたが、放漫な貸出に陥つてゐる銀行は必ず數字の上に無理が見える。兩者の比率を保つことを以て穩健なるものとする。

(ホ) 預金に対する現金・預け金・コールローン・所有々價證券等の割合

これについても前述したのであるが、割合の多ければ多い程その準備が充實してゐる理であるからよいとしなければならぬ。

以上述べた處で考課状についての觀察は十分であると信ずる、勿論捏造したものを逸するのは神ならぬ人間の見ることであるからやむを得ない。この點については後に述べんとする、當事者の人格上から見て推察する以外にはその途がない。しかし右のやうに考課状についても縦横前後から研究せば、必らずどこかに尻ツ尾を出してゐることを發見するであらう。天網恢々疎にして漏らさずの古語も豈に偶然ならんや。

九 株式の時價

近來經濟知識の進歩につれて、會社の良否を判別する材料として株式の時價に着眼せられるやうになつてきた。少し以前は株式の相場は相場師連中の投機的行爲の反影であつて、語るに足りないといつた調子であつた。ところが取引員もだん／＼重んぜられるやうになつて會社批判の材料を作るやうになつたことは、一國としては申すまでもなく取引員自身としても愉快であるに違ひない。會社・銀行等の内容の良否がさ

きか、その株式の時價が先きかは、鶏が卵から生れたのか、卵が鶏から出たのかを争ふのと同じことで、愚なる私には解決することはむづかしい。とにかく通俗には株式の時價を以て、その會社銀行の良否を判定することが行はれてゐる。この事で真相がつかめるならば、何も前に述べたやうな面倒な觀察も研究も必要はない。一ヶ月一圓もきばつて新聞の一つも読んで居れば事足りるのである。即ち株式の相場が拂込金額以上になつてゐるものは良い銀行で、その超過額の増す度にしたがつて信用の程度も増し、若し拂込額以下の相場にあつた場合には、その反對に不良のものである。といふのであるから簡單明瞭とはこのことである。しかしさう簡單に解決せられるのでは本書の必要はない。銀行の見方とは株式相場を見ることなりとの斷定が得られるわけである。といふものゝ、近來我が國の取引所における取引も非常に進歩して、こゝで取引される相場には大なる誤りはないものと見られるやうになつてきた。ところが取引所における取引には、獨り日本だけではなく何れの國も同じく投機が伴ひ、又人爲的

な相場の上騰を圖るものもあり、加ふるに自己防衛のため種々の手段が講ぜられるから、これのみに信用を置くことは出来ない。往々耳にすることであるが、銀行・會社等の信用が株式の時價によつてある程度までは断定せらるゝ、その機微に乗じて無理に増資をなすとか、剰配當をなすとかその他種々の方法手段によつて宣傳に努め、一時的に株式の相場騰貴を來さしめ虚偽の信用を博せんとするものゝあることである。この點に注意して一時的の現象に眩惑されないやうにしたならば、株式の時價も銀行の良否判定の一好材料たるに違ひない。左にこの株式時價につき聊か述ぶる所あらん。

株式の時價は前にも一言した如く、東京・大阪兩株式市場の出來値段を以て、一般時價と見るを通例とすれども、東西兩市場の取引市場に上場せらるゝは極めて僅少な一二流銀行株のみに止まるから、中以下の銀行又は地方における銀行の株式時價はその地方における株式取引員の取扱ふ賣買出來値段により知るより外はない。株式の時價即ち株式相場は何によつて定まるものかといふに、この解決はなかく難問題であ

る。左にその大要を説明しよう讀者は又横途かのやうに思はれるかも知れぬが、株式の時價を以て銀行の良否を判定する一つの材料とならば、その時價は果して何によつて定まるか、といふことを究めてそれが正當であるか否か、又株式の時價のみではかういふ缺點をもつからその補ひは如何になすべきか、はたまた、株式の時價にはどの程度の信用を置けるかを知る上に無駄でないことと思ふ。

資本金勘定(株主勘定)を基準とせる株式の時價 銀行の固有資本に屬する資力はその銀行の正味身代である。その正味身代に對し、株主は各自の拂込額に應じて持分を有して居る理で、これを一個の株式に割當てたる金額は即ち株式時價の基準となるのである。銀行の固有資本は上述せる如く、拂込資本金・諸積立金及後期繰越金の合計である。不良銀行にありては稀には法定積立金以外の積立金を擁して居らないのみならず、後期繰越金が損失勘定になつてゐることがある。斯る場合には固有資本金は拂込資本金額以下に在るものといはねばならぬ。固有資本の算出は純理論よりすれば、

正當な清算勘定によるを至當となすのである。營業を中止し、完全に資産負債を相殺した残高であらねばならない。しかしこれはいふべくして行ふことは出来ないことであるから、前述の如き方法によることはやむを得ない。表面に現はれない内實のからくりについては、更に後述せんとする無形資金即ち信用の大小によつて斟酌を加ふる外に方法はない。

株式の持分の算出方法は次の如くである。

- (イ) 株式の拂込が平等なるときは、正味資産額を總株式の數で除す。
 - (ロ) 株式に金額拂込のもの(舊株)と一部拂込のもの(新株)とが存在するときは、正味資産額を兩者の拂込額によつて案分を以て算出する。
- 假設銀行の實例について採算すれば次の如くである。
- 舊株五〇圓拂込のもの

10,965,600 (固有資産總額)	
7,500,000 (拂込資本總額)	× 50 (舊株拂込額) = 37 ^円 強
新株二五圓拂込のもの	
10,965,000 (同)	上)
7,500,000 (同)	× 25 (新株拂込株) = 36 ^円 強

配當高を基準とせる株式の時價 配當金は資本利得であり、配當率は資本利率である。換言すれば一個の株式に對する一ヶ年の配當金は、その株式出資高の利廻高で、配當率は利廻である。當時における他の放資利廻を基準とし、配當高を還元の方法により算出せるものが即ち株式時價の基準となるのである。いま他の投資利廻りを七分と假定してこれを假設銀行に適用し採算すれば次の如くである。

舊	株	5 ^円 ÷ ,070 = 71 ^円 強
新	株	2 ^円 ÷ ,070 = 35 ^円 強

株式の時價は大體右の二方面が基となつて定まるのであるが、兩者の關係は必ずしも一致するものではない。假設銀行の場合は偶然にも近似數を得たが、これを一般銀行について考へるときは、とかく配當高による算出額が、資本金勘定による算出額より大である。この相違が生ずるのは、資本金勘定によるものは内面から靜止的に觀察せるに對し、配當高によるものは營業の活動的方面から觀察せる、別個の見解によるからである。縦へ固有資力が充實せるも他の運用資本が少なく、且つ運用の方法が拙劣であることあり、又營業振りが巧妙を極めるとも、固有資力は案外に乏しい場合等があつて、兩々歩調を一にすることばかりはないから、理窟通りにならないのである。

斯様な場合はいづれに信を置くべきかといふことであるが、兩者いづれも相當の根據があるのである。その一つを無視してはこれ又とるに足りないことになるから、兩見解を折衷鹽梅するところに、稍正鵠を得た時價の基本的數字が想像し得らるのである。人體でいはい骨格に相當する、この基準的の價格に肉を附けるのは銀行無形の資

産である。然らばその無形の資産は如何なるものかといは、畢竟銀行の信用の大小である。たゞ一口に信用といは、至極簡單であるが、これには種々の構成要素があることは申すまでもない。本書はその信用は如何にして見定むべきかの研究が主眼であるから、本書の研究を了つてはじめて結論を下し得るのである。即ちいままで長々と述べ來つた以外に以下に述べんとする經營者の顔觸れにも影響するし、又暖簾の大小、手形交換所加入の如何、營業の方針、その他の大小を問はず諸種の原因が相合して肉となり血となるのである。

尙こゝに注意すべきは優良銀行の常態として、舊株よりも新株が割高であることである。これはその銀行の無形の資産に對する新舊兩株の權利が同一である結果から生ずる現象である。假設銀行において舊株の時價が八十五圓で、新株の時價が五十圓であると假定して、これを解剖せば左の如くなる。

舊株の時價 85^円 = 基準價格の 70^円 + 無形資産の 15^円

新株の時價 50^円 = 基準價格の 35^円 + 無形資産の 15^円

これと反對に不良銀行のは舊株よりも新株が割安である。何となれば新株には幾何かの未拂込金といふ、將來必ず拂込みを強要せらるゝ義務が附隨して居るからである。以上は銀行株式時價の正當な構成要素について説明したのであるが、株式は時と場合によつて不合理な原因のもとに時價を左右することがある。その主なる原因は

一 株の買占め

取引員連中のやる投機的の行爲は別として、銀行の關係者が銀行乗取の策に、又は時價下落防止の策に、一時に株を買占めるために意外の相場を生ずることがある。この點が株式の時價のみにたよれない理由である。尤も人爲的の昂騰又は低落は永續性を帯びてゐないから、少し根氣よく前後の相場を繼續的に注意すれば、真相の發見は容易である。

銀行株式の時價によつてその銀行の良否を判定することはたしかに一手段であるに

相違ない。しかし前に述べたやうな不合理の原因が伏在して居ることがあるし、又合理的の構成要素と雖も極めてアービトラリー(隨意的のもの)であるから、その眞髓に觸れない場合があるかも知れない。故にこれによつてたゞちに銀行の良否を判斷せんとするが如き輕卒は、思はざる見込違を生ずることがある。たゞ觀察の一材料と心得べきものであることを附言して置く。時價を左右する不合理な原因はこの以外には

一一 蝟配當

である。蝟配當にはありもしない利益があつたかのやうに装うて、資本金勘定から配當をするのと、損失は損失とし、配當は配當として、大ビラにするもの、との二様の方法がある。そのいづれにせよ、信用が失墜することを恐れて虚偽の信用を保持せんとするか、又は利己の一手段として行はれてゐるやうである。實に惡辣なやり口ではあるが、とにかく株式の時價は前に述べたやうに利益配當を以て構成の一原因をなしてゐるのであるから、真相の判明するまでは一時的にせよ、相場が騰貴することは

やむを得ない。蝟配當か否かはさきに説明した考課狀の採算的見方で發見せられる譯である。注意すべし。

十 暖簾の大小

暖簾とはなうれんと讀んで、なんれんの音便。布昂の帳張りて日光を除け、商家には家號など記して目標とす。とは言海の解釋するところで、吾々あまり知つたことではないが、とにかく暖簾といはゞ古ぼけた黒い布に家號を記して、さあ〜いらつしやいといはんばかりの質屋の入口か、太繩の幾筋も垂れた上等白米の大安賣を示す、米屋の入口かを聯想せずにはゐられない。しかしこゝに暖簾の大小といふのは入口の大小といふのでもなく、日光除けの良否を指すのでもない。簿記計理上では、資産即ち陽性財産の中有價物に對する権利の一つで、版權特許權と相並ぶべき家聲とか信用とかを指し、代議士にたとへると選舉區の地盤とでもいふべき一種の固定財産と

見做されるもので、むづかしくいはゞ資本金以外の無形の資本である。斯く申すと銀行の良否は又暖簾の大小にかゝることが多いことは、讀者の腦中に忽ちに浮かんで來ることと思ふ。左にその主要なる構成要素に就き説明しよう。

一、營業權

銀行は大藏省といふ國家の機關、大藏大臣といふ監督長官の認可をうけて設定する(貯蓄銀行は特に免許を要する)現在我が國における銀行はその數非常に多くどちらかといはゞ、過多であるから新設の認可は容易でない。又縦へ認可されるとしてもちよこゝ作りの小銀行では絶対に望みがない。そこで既設の銀行は優越の權利を有して居ることになる理である。開設銀行の營業權が賣買の目的物となるのは以上の理由に基くもので、商店では俗にいふ得意先を有する權利である。これが即ちこゝにいふ暖簾である。

營業權を買入れて銀行を營まんとするものには、往々誤魔化しが多いやうに思はれ

る。正當な手續ではその筋の認可を得る事が出来ないために、すでに開設されてゐるものを金力で以て買収して、一儲けしようといふ考へのものが多い。要するに現在では營業權も仲々容易に得られない有様であるから、明かに暖簾構成要素の一つをなす。

二、設立古く世間に知れ互ること。

近頃新がりやがかなり多いが、如何なる新人といへども老舗に對しては相當敬意を拂ふに違ひない。銀行も老舗であることは長い間さしたる蹉跌もなく、金融界の荒浪を無事に乗り切つて、堅實な營業を繼續し來つた證據と見ることが出來營業上有利であるから、暖簾の重要な構成要素をなす。

三、優良な取引先を擁すること。

銀行は種々の責務を有するといへ、一種の金貸業であるから、預金を吸収すると同時に又投資する方面の取引先を作つて置かねばならぬ。しかも確實に回収することの出來る取引先を選ばねばならぬ。かく信用ある取引先を擁することが、多ければ多

い程營業が圓滑に行はれ、又確實に収益を擧げることが出來る。これを取引先側から見れば、貸付を乞ふにあたり一々身元調を受ける必要もなく、又安心して預金もすることが出來る便宜があるから、こゝに兩者の間に離るべからざる親みの關係が生じて來る。銀行としてはこれが有力な地盤となることは、出入の商人が家人とおなじみになつて、時によつては少しの損失ぐらゐは我慢して賣つたり、又少々の高價や品物の良否にかゝはらず、その商人の手から必要品を買入れるやうになるのと同じく、互に助け助けられして、いはゆる共存共榮の實をあげることになる。これ一朝一夕の業では出來ないところの大なる無形の財産といはねばならぬ。

四、地に利あること。

地の利を有することは商業といはず、工業といはず、いづれの生業も同様であるが、殊に商業上には營業所の位地といふことが、盛衰に多大の關係をもつものである。東京市の地價に一例をとると、京橋日本橋あたりの繁華にして商業上便利な土地は、坪

何千圓の地價を以て賣買せられるが、同じ市内でも場末になつて來ると何十分かの地價を有するにすぎない。この一事を以てしても他は推して知ることが出来る。銀行もこれと同じく、資金集散に有利なる場所に營業所を有すること、又は地方的にある勢力を有すること等は、いはゆる暖簾構成の要素である。

以上は銀行としての無形な財産の主要なるものをあげたので、この以外に種々暖簾の要素をなすものがあるに違ひない。いまは筆先に現はれないから讀者の補充に委すこととする。暖簾は銀行資産として數字には表はせないが、たしかに資産の中の有力な一部をなすには相違ない。畢竟暖簾の大小は直接間接成績に影響することは否定することの出来ない事實で、銀行良否甄別の一材料として特に一章を設けた所以もここに存するのである。

十一 經營の方針

銀行經營の方針としてはどこまでも真面目であり、堅實でなければならぬのであるが、とかく銀行業者は銀行の公共觀念を忘却して、徒らに自己膨脹の策戦にのみ熱心になる傾をもつてゐる。殊に専務取締役とか支配人とかの地位につくと、人情の常として自己の力量を遺憾なく表したくなるもので、これはある意味においては發展力の旺盛な發露で、歡迎すべき態度とはいはなければならぬが、實力の伴はない盲進的行動は蹉跎の原因で、堅實を旨とすべき銀行業者としては十分に注意省慮すべきことである。以下施設經營の方針とすべき二三について説明しよう。

第一 支店の設置

我が國の銀行數は面積や人口に比較しておほ過ぎるぐらゐである。目下の狀勢では銀行合併の結果より減少の傾向ではあるが、尙且つ二千になん／＼としてゐる。その中には殆んど銀行らしき營業さへ爲し得ないものも少なくない。とにかく全國到處に遺憾なく行き渡つてゐて、支店や出張所の數は案外少い。いはゆる支店制度は未だ

十分に發達せるものとはいへぬ。銀行の經營上支店や出張所の設置については大いに考慮を要する。いまこれが利害得失をあげると大體左の如くである。

甲 支店設置の利益

(イ) 預金の吸収に都合よきこと

預金を吸収するには支店が多く、しかも各地方に散在してゐることが最も有利である。これについては今更説明を要しないと思ふ。

(ロ) 爲替取扱に便なること

銀行は人體でいはい、血液循環の要具であるところの血管に相當するものである。お金といふ血液を送るに同じ筋の血管を通して他の管へ渡さないですめばそれにこしたことはない。爲替の取扱は必ずしも自己の店のみには限らない。とはいふものゝ、資金の移動を掌る上に各地に支店の散在することが便利であることはくどくしく説明するまでもない。

(ハ) 資金運用の調節よろしきを得ること。

甲地には資金の入用な時でも、乙地には比較的閑散なることあり。この場合互にやりくり調節するのに、支店や出張所の多いのはいたつて便利である。

(ニ) 營業を擴張し収益の増加を期し得ること。

資金の集散地に支店出張所を設けることは預金の吸収になり、又資金運用の便を得ることになるので、畢竟自己の營業を擴張して収益の大を圖ることとなる。

右の如く種々の利益がある反面には又不利益も伴ふ。

乙 支店設置の不利益

(イ) 経費の増加を來すこと。

支店や出張所が多ければ、それだけ経費の増加を來すことは自然の理である。

(ロ) 監督が不行届になり易い。

要は人を得るや否やの問題であるが、手廣いやり方は自然監督不行届の弊を伴ふこ

とはやむを得ない。

(ハ) 他との競争が激しくなる。

やり方一つで、支店が多いから必ずしも競争が激しくなるとはいへぬが、過多に失する程の銀行数であるから、自然支店が多いと競争の度を増すことは免れない。他の商賣とは違つて競争が過激になると、自然勉強するといふやうになることは少いばかりか動もすると競争の極、信用程度以上の融通の請求に應じたり、むりに預金を吸収せんとしたりするから、營業上の破綻を惹起する原因を作ることがある。

(ニ) 責任が分散し易い。

如何に組織上遺漏がない様に工夫するとも、各支店ともに營業上の責任を分擔せしむることはやむを得ない。故に恐慌等の場合に或る一地方に存在せる支店のため本店は勿論のこと、全銀行に打撃を與へることになり、又は一支店の失敗のため全行に動搖を來すことがある。支店が多いとしたがつてかくの如き境遇に逢ふことがおほくな

る理である。

支店については大要以上あげたやうな利害得失が存するので、支店や出張所の多少によつて、一概にその銀行の良否を云爲することは出来ない。よく新聞などに支店全國に涉り幾十等といふやうな廣告を見受けるが、その代りに支店の所在地を表はしてあれば利用者に幾分便利であるが、箇數を示したのでは何等益するところはない。數の多いことを誇りとする意味であらうが、果してそれが好結果であるか否かは實際について見なければ俄かに断定することは出来ない。要は自行の實力と内容とを顧み、將來を慮り、以て自業自得の識りを受けないやうに損失を未然に防がなくてはならぬ。

つらく我が國の現状に徴するに、優良銀行に比較して弱小銀行の方がかへつてその支店が多い。中には随分いかかましいものが澤山にある。甚しきに至りては正當に収益を擧げるといふよりも、單に資金の吸収をのみ目的とせる惡辣なるもの、或ひは一種の請負契約により全くの他人をして經營せしむる等の例もある。かくの如きは危

險極まることで、本店の監督はほとんど名義に過ぎないから、行金費消持逃げ固定貸等のありとあらゆる不正の生ずるは眞に已むを得ないことである。かゝる類のものほど預金の勧誘は巧妙を極める傾きがある。遂ひには再び收拾する能はない失策を招くことが多いから、甘言に惑はされないやう心掛ねばならぬ。

眞に支店の必要を感じて設置したものか、それとも何かの方便のために設置したのか、一般素人にはちよつと見分け難い場合が多い。しかしよくその銀行の内容を研究し、周到の注意を以て観察せば、それほど難解のものでもない。左に銀行の研究家として有名なジョン・レー氏の支店開設に關する意見を紹介し、支店についての見方の資料とし本章を終らう。曰く「銀行が支店を開設せんとするには、第一その取引先に便宜を與へ得るか、第二新に營業を得るの見込があるか、第三その支店が他の支店を連鎖するを得るか、その一に該當する場合なるを要し、決して他と競争するがためにみだりに開設してはならぬ」と味ふべき言である。

第二 營業用店舗

近時銀行の建物は舊來の土藏主義より洋館主義に轉じ、何れも相互に輪具の美を競はんとする傾向がある。これは外觀の美によりて、信用を高めんとする一つの商策に出でたるとはいひながら、徒らに資金を固定し、營業資金の運用を窮屈ならしむるのみにて、歓迎すべき現象ではない。しかしながら必ずしもさうばかりもいかぬ。銀行は現金有價證券その他貴重品の保管をなすべき機關であるから、これに應ずる施設の完備は望ましいのである。資産に不釣合は固く戒むべきであるが、それ相當な建物であることは銀行經營の第一歩である。銀行を見んには果してその分限よろしきを得たるや否やについて注意すべきである。

第三 廣告宣傳

半季末に於ける決算報告を廣告することは法律上の義務に屬するも、徒らに廣告によつて、業務の發展を期する等は、銀行營業の本意ではあり得ない。況んや宣傳によ

りて預金を吸収せんとする等は、大局の上から見て策の拙なるものである。それよりは寧ろ内容を整へ歩一步と發展を劃することが、いはゆる堅實な經營である。

第四 重役の員數

世にいふ重役とは取締役と監査役との總稱である。重役の多くは資産家であるから重役數の多きは銀行の背景をこくし、世人の信用を高め、且つその勢力を利用し、得意先の開拓に便であるから業務繁榮の利益あるが如きも、實狀より察するに重役數の多きは徒らに事務の運行を澁滞するのみでなく、種々の關係から情實貸等を餘義なくせらるゝ場合が生じて、回收不能資金の固定等の憂目を見る原因をなすことがある。殊に後章に述べんとする看板重役・肩書重役・野心重役等に至つては、害はあつても益なしといつた調子で、寧ろその數の多からんよりは、眞に重役としての働きある善良な者の少數に如くはないと思ふ。

第五 合併

今日の經濟界は資本の集中時代である。大規模の企業組織が進歩するにしたがつて、資本も亦集中を必要とするのである。かゝる時機において資本運轉の機關である、銀行は何をさて置いても、これが集中を圖らねばならぬ。その手段としては數多い銀行の合併に俟つより外はない。合併は自然資力と信用とを増大するから、小銀行併立の際における無駄の競争を避け、得意先の選擇も自由に行はるゝ故、貸出の固定・回收不能等の不吉を減ずることが出来る。その他資力増大の結果當業者も比較的有意の人才を迎ふることを得、加ふるに基礎の鞏固を來すを以て、それだけ規律的活動の下に堅實の途を辿り得るのである。銀行良否の甄別の資としては説明を要しない事項であつたかも知れないが、經營の方針といふ題目に對してつひ／＼筆を走らせた次第である。大藏省の調査に係る大正二年以降における我が國銀行の合併狀況について見るも、その傾向の大體を窺ふことが出来る。左に掲げる。

大正	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	計
新設又ハ存續セル銀行	三	三	二	八	一三	二五	三三	三三	三九	五一	六六	二六三
普通銀行貯蓄銀行	二	三	二	二	四	八	一九	一六	一八	四	一	九
計	五	六	四	一〇	一七	三三	五〇	三八	五七	五五	七	三四二
解散又ハ廢業會社	四	二	二	八	一七	一九	三五	三三	三九	四六	八	二九二
普通銀行貯蓄銀行	一	四	二	二	四	三	三	四	二	三	四	一〇六
計	四	六	四	一〇	二一	二二	三八	三七	四一	四九	二二	三九七

第六 資本増加

資本の増加は銀行の信用を向上せしむる所以であることは上述したので、今更述べる必要はないが、又々前項の筆法で一項を設けるのである。讀者これを諒せられよ。銀行經營上の主義の一つとして時勢にかなふ適當な増資をすることに別は異論のないことと思ふ。こゝに注意すべきは増資の適否といふことで、徒らに空景氣をつけたり又株主の機嫌取りの爲にする、不相應な増資は害こそあれ利益は毫もない。これがためかへつて内容を悪化するの動因となることがある。例へば今まで一割の配當を繼續して來た銀行が、五十萬圓から一躍倍の百萬圓に増資したと假定せんに、從來ならば毎年五萬圓の配當をなせば事足りてゐたのに、増資後は毎年拾萬圓の配當をさねばならぬこととなる。そこで常識で考へると増加資本の運用利益だけで、一割即ち五萬圓の収益をあげなければならぬ理であるが、これは仲々困難である。結局預金運用の利鞘の増加に俟たなければならない。ところが五十萬圓の増資で信用の増加に伴うて預金増加すれば問題ではないが、これも仲々さう簡單にいかないとすれば、収益金が資

本増加に追隨せず、したがつて配當率低下のやむなき破目となる。この配當率の減少は出資者の甚だ歡迎しないことは明であるし、又世間へ對しての手前もあるから、無理な投資法を以て高利の資金運用をなすとか、又は蝟配當をなすとかしてお茶を濁すかくしてつひに基礎を薄弱ならしむる原因を作ることになる。

これに反して預金や貸出が資本金の割合に多いのに拘らず、増資もせず拂込もなきないで拂込資本が少額に失するときは、利益金多く配當率もよく積立金も出来るから至極結構であるが、萬一財界に動搖でもあつて預金の引出にでもあふと、急に拂込の請求をしたり貸出を引しめたりしなければ、手も足も出ないといふ窮境に陥ることかないとも限らない。尤も積立金が多くて萬一に備へ得られる程であれば問題でない。

要するに資本の増加は望ましいことであるが、前述の如き無理な増資や、失策の結果お茶濁しの蝟配當や、惡徳重役の投機行爲による穴理めや、放慢貸出の爲資金に窮して行はるゝ増資は排斥せねばならぬ。かの財界景氣の如何も考へず、時ならぬ枯木

に花咲かせの増資はその裏面には何等かの不良原因の存在することを想像される。利用者的心すべきことである。

第七 他の業務兼營

内面では營業科目以外に他の業務を兼營して居る銀行がある。その主なるものは商品寄託と保險代理である。商品寄託は自己の所有倉庫に得意先の商品保管を受託し、これに對し資金を融通するのである。取引の關係上やむを得なかつたり、一般に保管場所の適當なるものがないためやむなき依頼によるとはいへ、商品保管の危険を負擔し、日つ取引先たる商人との間にその品物を媒介として惡縁を生じ、遂には思はずの損害を生ずることがないとも限らない。又往々聞くことであるが火災保險の代理店を引受け自己の受入商品に對し、自ら保險を付す(名義は使用人の名を利用するが如きは、萬一災害を生じたる場合種々面倒なる法律問題を惹起すること等を豫想しなければならず、銀行業務に對して忠實を缺ぐものといはねばならぬ。この他銀行が行員

に種々の代理店業務を取扱はしめ、銀行給與金の不足を補はしむるものあり。實に唾して尙餘りあることで、その裏面を想はゞ一面同情すべき點があると同時に戰慄すべきものがある。銀行の内容を見んとするには斯る點までも注意を要する。その複雑繁瑣なることは經濟社會の縮圖とも見得られる。

十 銀行間の連絡

銀行は上述せる如く、資金の需要者と供給者との間に立ちてその疎通を圖るのであるが、常に資金の需要供給が都合よく出合の状態にある理のものではない。時にはダブツクことがあり、又時には枯渴することもある。かゝる際には同業者間に有無相通じ、以て資金の疎通を圖るのが通例であらねばならぬ。送金荷爲替等のために隔地の同業者間に爲替取引を開いて一般の要求に應ずる組織をなし、又同一地域に存在する銀行は組合を組織して手形の交換・預金利子の協定・公債社債の引受等をなし、その他

相互間營業上の利害について研究する等諸種の連絡關係を有つて、人體のいはゆる血管の役目を遺憾なく果すことに努めてゐる。手なり足なりの血管だけが、單獨な働きをしようとしても能はないのと同様に、一・二の銀行が單獨行動に出でようとしてもそれはほんの一次的で、到底長く續き得るものではない。金融界全體についていはゞ中央銀行(我が國では日本銀行)が恰も心臓の位置にあつて、他の一般銀行が血管となり、金融てふ血液を全身に循環せしむる。この状態を金融と稱す。血管には大なるもの、小なるもの、又動脈靜脈等種々あつて、その中を循環する血液は時によれば早いこともあれば、遅いこともあるといつた調子で、銀行の大小・普通・特殊、金融の繁閑等一様でないが、その間瞬時も連絡の絶えることなく、常に相持の状態にあるのである。以下項を分ちこの連絡關係につきて説明しよう。

第一 銀行間資金の疎通

銀行は平素から相互に取引を開いて、資金の疎通を圖るやうに仕組まれてゐる。し

かし銀行でさあればその内容や信用の如何を顧みず、必ず相互に取引し得るかといふにさうではない。相互の間にも相當信用の調査もすれば、諸種の條件も設ける、さうして互に了解しあつて。始めて取引を開始し、互に援け助けられて、金融機關としての本能を全うするのである。このやうに銀行相互間にも互に相信せんとするのであるから、内容の悪いものほど取引の範圍がせまく、その反對に取引先の多い程信用の度も厚く、したがつて良いものといふことが出来る。故に銀行相互間の取引の如何は銀行信用の測定上の好材料である。

(イ) 親子關係

凡そ社會組織の中に活動せる、ありとあらゆるものに親子關係の伴はないものはない。生物において然り、一般商業において然り、銀行においては如何、子店は親店に頼り、親店は子店に支へられて居るのが通例である。親といひ又子といふは相互的の言葉で、甲は乙を親とし、又乙は丙を親とし、丙は丁を親とすることもあり得る

のである。世にはかくの如き連鎖の親子關係の集團を名づけて何々系といつて居る。一つの大銀行の下に中小の銀行が直接に庇護を受け、自然これ等が互に共同連絡して利益を圖るやうになつてゐる。

親子關係や系統の關係を生ずるには、別に親分子分の血盃をする譯でもあるまい。その現象の因つて生ずるところに注意すると、一度悲境に陥つた際に救濟を受けた關係から、支配人を貰つたとか、重役が同一人であるとか、大株主に同じ者があるとか主として經營者の方面から親子の關係をなすものと、取引上の關係から生ずるものと二つの様態があるやうである。その何れの因縁に生れたにせよ、親子關係の利用は常に資金の疏通を主眼とする。子銀行が其資金に餘裕を生ずれば、その利用を親銀行に依頼し、また資金が不足したときは、親銀行よりして融通を受ける。親銀行はいふまでもなく優者の地位にあり、資金の運用調達につき便宜と信用とを有する故、多くは受動的に動くものである。よく聞くことであるが、財界の變動に際して、あの銀行は

親銀行がしつかりしてゐるから大丈夫だと、これは右の如き關係にあることを意味してゐるので、大丈夫といふことは當らずとも遠からずの状態にある場合が多い。銀行間の親子關係には人間のそれとは異つて、親疎の度合があることは免れない。如何なるものが親で、如何なるものが疎であるかは、個々の事實について見なければ、こゝに一般的に説明することは出来ない。とにかくその程度は銀行の信用測定上の尺度となることは疑ひないことである。親銀行の立派である程子銀行はその信用を裏書せらるゝと同時に子銀行に不良なるものが多いと、それだけ親銀行の信用が傷つけらるゝ理である。

(ロ) コール市場

コール市場とはコール即ち銀行が容易に回収し得べき、又は返却すべき短期資金の受授をなす取引市場である。銀行は手許にさし當り利用の出来ない資金があれば、これを金庫の中に收めて置かないで、コール市場に持出して一日にても半日にても有利

に使用すると共に、急に資金の必要が生じたときは、コール市場から借入れて當座の凌ぎをつける。かくの如くコール市場は銀行の短期資金を無用の場所より有用の場所に利用する組織である。

この市場は株式取引所の如く、一定の場所に集合して出手取手間に取引をなすものではない。現在はビルブローカー銀行が需要者及供給者の双方から依頼を受け、その間に立つて媒介をしてゐる。本來はビルブローカーが借手となる資金の意であるが、近頃はビルブローカー自身が出手であり、又取手であることあり、又は媒介者となつてゐる。しかし例外には銀行相互間に取引受授することも尠くない。この場合は預金手形又は爲替手形の引換を原因としてゐるのが普通である。かくの如くコールは銀行相互間有無相通する方便として最も重要なものである。

コールのことについて本叢書第一編金融の見方前編に詳説してあるから参照されたい。コールが銀行の甄別には如何なる點に必要であるかといふに、常に取手即ち借手

のみに廻るのは餘り感心出来ない銀行で、年中通じて資金の供給をこの方面より仰ぐものがある。俗にこれをコールをおよぐといふがこの手合は手許の枯渴を來せるもので、貸付固定の失態を演ぜる銀行に多いことは事例がよく説明してゐる。しかし又考へなければならぬことは、コールを使用し得るは同業者間に信用あることを證するもので、全く信用を失墜せるものには、コールさへ利用し得ないことは申すまでもない。考査狀にコールマネーとあるは、他行からコールを借り入れてゐる金額で、コールローンといふは、出手即ち貸方の位地にあるのである。平素この種の貸金をあてにしない銀行では、常にコールマネーは零になつてゐる。これ等の事情を知らんとするにはコールの媒介業者である、ビルブローカーについて聞けば最もよく判るのであるが、さもなければ經濟記事の詳しい新聞紙には掲載するし、組合銀行であれば、その組合の事務所から發表するところの各行別の營業週報によれば知ることが出来る。

第二 銀行組合

銀行組合は元來銀行相互間の交誼をあつうし、經濟上の問題と營業上の利害とを攻究するを目的としてゐるが、また或る特殊の目的の下に組織してゐるものもある。その目的によつて次の如く分つことが出来る。

(イ) 手形交換所組合

都會地においては銀行數も多く、各行とも取引先の關係上甲銀行にて支拂はるべき手形を乙銀行にて受入れ、又乙銀行にて支拂はるべき手形を甲銀行にて受入れることが屢々おこる。殊に取引の決済が現金でなく、手形で行はることが盛になればなる程にかゝる傾向は著しくなるわけである。しかるにこれを各自に取立てることゝなれば手數も多くなり、又したがつて現金の受授が多く、種々の危険が伴つて來る、そこで各銀行が毎日一定時に一定の場所に集り、相互に取立期の手形を持出し、互に交換し、その額面の差額即ち交換尻を決済して手形上の債權債務を相殺する仕組が手形交換所大體の組織で、これに加盟せる銀行を手形交換所組合銀行といふのである。これ

に加入するには交換尻決済の方法として、日本銀行か又はその他の有力な銀行に對して當座預金をなし、その業務執行上必要な維持費を分擔せしむるとか、交換上の擔保を提供せしむるとかの義務を有せしむる他資本金の多寡により又はその他種々條件を附し、みだりに加入することを許されない。又縦へ一度加入せる銀行と雖も條件に適合せざるか、或ひは信用を害するが如きことある場合には、除名・加入・停止その他の制裁を加へるやうになつてゐる。かくの如く誰でも加入し得るといふわけのものでないから、これに加盟してゐるとゐないで、大體信用の程度も想像することが出来る。殊に除名處分を受けた銀行は業務の行詰りを發表せられたのと同様で優良銀行の圏外に放り出されたものと見てよい。かく除名處分とか、或ひは取引停止とか、はたまたこれが解除とかの報道は興信所報にはいふに及ばず、普通の新聞紙にも報道する。注意さへ怠らねばこれを知ることが難事でない。左の記事は五月四日の中外商業新報に掲載した實例である。

共和銀行の取引停止解除

五日組合銀行の議題

東京交換所給合銀行は五日午後一時より九の内銀行集會所において臨時總會を開き左記の議案を附議する筈

共和銀行専務取締役平田章千代より申出でたる共和銀行取引停止解除の件

除名處分を受けないまでが、内實が苦しくなり、襤褸を出さうとする前には必ず交換尻の決済に追はるるのが通例で、かゝる状況に陥つた銀行は同業者間で「怪しい」とか、「お笑しい」とかいふ評語を與へるやうになる。交換尻の決済に難澁するの實狀としては、むやみに手形を濫發する結果交換尻が常に支拂超過となり、且つこれが決済の爲にコールあさを始める等、毎日借用金の調達にのみ没頭する。かゝる實狀は同業者間でなくては容易に看破することが出来ないで、一般にこれを望むことは不可

能である。しかし常に注意してゐると全然不明に終るものではない。例へば預金の支拂がとかく澁り勝であり、午前に請求したものが常に午後には廻はされるやうなことがいつとなくくり返されるので、かうした場合は素人で「お笑しい」とか「怪しい」とか感付くので、いはゆる蟲が知つて来るやうになる。

右の組合に加入してゐるか否かは、要するに手形の交換がきくかきかぬかといふ簡単な事實で判明するのであるが、こゝに一つ注意すべきは組合に加入することを得ない小銀行は、親銀行を介して代理交換を依頼することである。代理交換とは直接に組合の一員として手形交換所に参加した銀行が、加入してゐない銀行の依頼を受けて引受者となつて、自己の名の下に代理交換を行ふのである。これも申すまでもなく、依頼する方から相當の保證を差入れて、萬一の準備をなし置くのである。これとてみだりに依頼し得ないことは申すまでもない、代理交換のきくものはいはゆる第二流の銀行と見てよい。

(ロ) 銀行集會所組合

この組合は大體において手形交換所組合とその範圍を同じくしてゐるが、手形交換所は前述の如く種々の條件があるので、銀行によつては加入することが出来ない場合がある。銀行集會所は同業者が互に連絡を圖り、研究討議するため時々集會する場所であるから、それ程むづかしい條件がない。希望者は手形交換所に参加してゐると否とを問はず、これに加ることが出来る。しかしこれとて何でも彼でもといふ譯にはいかぬのであるから、加入してゐるか否かある程度は信用を卜知する一材料となる。組合の目的を考へても單に形式のみのもとも思はれない。

(ハ) 預金利子協定組合

都會地又は一地方の銀行が、預金争奪の結果種々の弊害の生ずることをさけるため、預金利子に對し一定の協定率を作り、これを嚴守することを約する組合にして、銀行集會所又は手形交換所と範圍を同じくすることもある。多くはそれ以上の範圍に涉る

場合が多い。この組合の銀行は種々の事情を参酌して、一定の利率を協定する。その利率は預金の種類によつて異なるのはやむを得ない。銀行の大小・信用の程度により區別を設くる場合がある。信用の大なる銀行は利率が低く、小なるものは高いのが普通である。

この組合員にして協定を破つた場合には相當制裁を加ふるやうになつてゐる。各銀行がその必要を認めて利率を協定した以上は、これに服従すべきである。苟も信用を表看板とせる銀行の道德といふべきであるが、仲々これを守らうとしないで、少しでも多くの預金を集めようとする銀行がある。表面五分とか六分とかの数字上は協定率によつてゐるが、何がさてありたけの智慧を絞つて、曰く利息金前渡、曰く所得税の負擔、曰く貸出豫約附、曰く何、といった調子に甘言と高利の提供とを以て吸収に努める。このやうな銀行は無智漢には歓迎せられるかも知れないが、少し考へのある者には絶體に容れられないに違ひない。否斷じて排せねばならぬ。と申すのも協定に對

日付	定期預金(年利)		當座預金(日歩)		小口當座預(日歩)		通知預金(日歩)	
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙
大正九年一月二十六日	六五	六八	九	九	一三	一四	一五	一六
同 十年二月二十五日	五七	六二	七	八	一一	一二	一二	一三
同 十年七月二十九日	五二	五七	六	七	一〇	一一	一一	一二
同十一年三月二十四日	六〇	六五	六	七	一一	一二	一二	一三

重要銀行預金協定利率

する道德とか、徳義とかいふことだけでなく、人並以上の高利で以て預つて果してそれが人並以上有利に運用し得るかといふに、このやうな態度に出る銀行は預金の少い不良のものに限るから、人並の運用も覺束ないに違ひない。さうすると、高利といふのは眼の前のことで、畢竟支拂停止御免に近づきつゝあるものと斷定することが出来る。俗に「預金利子は安いだけ安全」といふが味ふべき語である。東京大阪における重要銀行の協定せる預金利率は左の如くである。

十三 銀行の検査

もし脳で血管が破裂すれば脳溢血といつて、半身不隨になるか、又忽ちに死出の旅路に踏み入るのである。大正十一年末京都における一銀行の取付破綻を動因としてその餘波全國に及ぼんとした當時、監督官廳大藏省は随分心配して種々の方策を講じたことは、昨年の大地震後の金融機關に對するそれに劣らない程であつた。當時我が金融機關はすでに脳溢血をおこし、半身不隨か即死かの運命にあつたが、幸にして大波動もなく了つたのは、正しく良醫のお蔭であるといはねばなるまい。國家は特別の規定までも設けて、いはゞ營業の保護を加へ、社會もおのれ自身も共に信じてゐる尊いこの營業が、財界に少しの變動でもあるか又は僅かばかりの預金の引出にでも遇へば忽ちに支拂停止をしなければならぬやうになる銀行が現在においてはいざ知らず、過去は随分あつた。當事者にはしむればそれ相當な理窟もあらうが實に不謹慎とい

はねばならぬ。世間ではこれを以て大藏當局の監督不行届の責に歸せんとしてゐる。確かにこゝにも一つの缺點があるに違ひないが、いくら監督を嚴にしたからとて、海千山千の惡徳銀行屋が千軍萬馬を叱咤せる手腕で以て不良を働くに至つては、いかに精勵する大藏省の検査官といへ、毎日そばにゐることは出來ないし、さらばといつて自宅へまでも乗り込んで、筆筒の中まで検査する譯にはいかぬ。検査の上にはかり頼らんとするのは望んでさ程の効果のないことゝいはねばならぬ。

然らば不徳は不徳として跋扈を見逃すべきかといふに、然らず。さもあらばあれ銀行は公衆の機關であるから、公衆の力で監督指導したならば、これが最良の手段であると思ふ。一般人が銀行の中に入つて帳簿を開いたり、金庫の中を検査する譯にはいかぬが、それ相當の手段で検査も出來れば、監督も出來る。しかもその上に法規で定められてゐる以上の制裁も加へることが出來る。かくいふのは他でない、國民一般が銀行に關し又金融上に關して相當の眼識を備へ、不良と認め、危険と認めたものへ

は、近よらぬやうに心掛けさへすれば、こゝに自然淘汰といふ検査も制裁も完全に行使されるのである。自治を尙ぶ國民としてはこのぐらゐはあつてよいと思ふ。本書を公にした所以も、この邊に存する次第である。

控へようと思つてゐたなまじつかな意見もつひ筆走つた。さうかといつて全然検査や、監督を國民の眼識に委せといふのではない。現在の制度なり方法なりに改善を加へて、大いに當局の眼力に依頼すべき點があることを思ふのである。このことについては後日の機を見て述べることとし、こゝには現制度上における銀行の検査について項を分ちて説明を試みよう。

第一 外部から行ふ検査

いま適當な語が考へ當らないから、かういつたのである。こゝに外部から行ふ検査といふは、監督上の検査の意である。監督上の検査には國家が行ふ検査、親銀行が小銀行に對して行ふ検査、其の他の検査等の場合を考へることが出来る。

(イ) 國家が行ふ検査

銀行の監督官廳は大藏省で、大藏大臣は監督長官である。銀行は他の營利事業に比して監督が嚴であることは營業の性質上止むを得ない。否當に然るべきことである。

銀行條例第三條に、

銀行ハ毎半個年營業ノ報告書ヲ製シ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ送付スベシと規定し、更に大藏省令の銀行條例施行細則にはその雛形を示してゐる。かくして監督上の資料を毎年二回の決算季に提出するの他同第四條には毎半個年貸借對照表を製し、新聞紙その他の方法を以てこれを廣告すべきことを命じてゐる。これはたゞ監督官廳に對する報告のみではあき足らずとして、一般公衆の機關である以上公告して一般に對して報告せしむべきものであるとの趣意に他ならぬ。

尙この他同條例第八條には

大藏大臣ハ何時タリトモ地方長官又ハ其他ノ官吏ニ命シテ銀行ノ業務ノ實況及財産

ノ現況ヲ検査セシムルコトヲ得

と規定し、銀行の報告にのみとゞめず、官吏自ら実際について検査を行はんとして大藏省に數名の検査官を置いて検査に従事させてゐる。世間ではこの制度が不完備だとか、或ひは實行が徹底しないから不良銀行の續出が絶えないのだとか、種々議論してゐるやうである。その邊のことは暫くおくとして、とにかく現在は右の如き方法で監督して違法行爲に對しては相當の制裁を加へるようになってゐる。法網をくゞることには仲々長けてゐる銀行屋も随分あるやうである。

(ロ) 親銀行が小銀行に對して行ふ検査

監督官廳のなす検査はいはゆる監督のためで、相當の罰を與ふるとか警告を發するとかいふのが主である。親銀行が小銀行に對して行ふものは申合せ上では罰則もあり、警告も發するかは知れぬが、自己の擁護並に小銀行の堅實な發達を希望する趣意であるから、自らその方法も態度も國家の行ふそれとは異なり、多くは妥協協議の形にな

るのである。兩々相俟つて十分を期し得るいとへよう。

(ハ) その他の検査

その他の検査とは前二者の他營業困難に際して有力な銀行又は中央銀行が、これを救済し又は救済せんとするによつて行ふ検査を指したのである。これは親銀行が小銀行に對して行ふ検査と意味において大同小異である。検査をうくる銀行は死活の岐るところであるから、いはゆる胸襟を開いてこれに當り、助けんとする方も眞劍であるに相違ない。検査としては眞に徹底したものであるかも知れぬ。

要するに多數の中にて敢へて不徳をなさんとするものばかりはなくて、眞に無知のため自己の失策に氣付かずしてゐるうちに、遂ひに破綻の悲境に陥るものもないと限らない。地方の銀行で行懸り上大株主を以て重役となさざるべからざる状態にあるもの等は、或ひはこの類かも知れない。これは設立の第一歩にすでに缺點を有するのであるから、排すべきものであるが、又同情すべきところもある。かやうな銀行こそ

前述のいづれの種類を問はず、検査の必要があり、又その效力も他に比して大であるに相違ない。

第二 内部にて行ふ検査

こゝに内部にてなす検査といふは銀行自衛上の検査で、事務上の組織によつて行はるゝものをいふのである。内部検査には又種々の方法がある、中でも最も普通には重役に直屬せる検査員を置いて行ふのと、株式會社における常任監査役の検査とである。内部検査は業務の実績を取調べ、事務の錯誤計算の誤謬、執務の巧拙、不正行爲の有無等を吟味するので不良の跡を速に恢復し、損害の少なからんことを欲すると同時にこれによつて事務の緊張をはかり、能率を増進せしめること等を目的としてゐる。

優良な行員がいかに誠實にいかん緊張してなすとも、人間のなす業であるから、知らずくゝの間に誤りをなしてゐないとも限らない。それを第三者の立場から吟味して正しきを期することは事務の進歩をはかる所以であり、又營業の發展を期する原因で

ある。平素から事務の分擔整然として相侵すことなきところには、検査の必要は少ない。ところがかゝる銀行程検査關機が完備してゐるのが常である。これに反し、事務に統一なく内容の思はしからざるものに限る、検査機關の不完全であるのが通例である。一家とか一族といふのならば、互に長短相補ふことが出来るが、互に獨立せる銀行間ではさう何も彼も満足には行はれない。矢張り堅實なものは益々堅實となり、然らざるものは益々その反對の現象を來すことになる。これ眞にやむを得ないことであらう。

すでに銀行内部の組織の項にも述べたのであるが、分課そのよろしきを得て執務整頓せる銀行は成績もしたがつてよく、又反對に成績のよいものは自然にさうなつてくる。互に因となり果となり、盛大を致すのである。内部組織の一つとして検査機關の完備せる程度は銀行の良否を甄別する一資料といはねばならぬ。

十四 銀行當事者の資格及責務

平の勤人は輕役であるとの意味から重役といふ語があるのであるまい。銀行業はすでに述べた如く社會の重要な業務である。したがつてその當事者に重大な責任の存する意味から重役といふのかも知れない。これならば尤もなところがある。餘談はさて置き重役は實際に業務を執行するものと、業務監督の位置にあるものとの二つに分けて考へることが出来る。

一 當務者

實際の業務執行者即ち當務者は、株式組織ならば取締役、合名又は合資組織ならば業務執行の代表社員、個人經營ならば營業主、又はその代理者である。銀行の良否盛衰の岐るゝところは實に業務執行の衝に當る、いはゆる重役の力量・手腕又は人格の如何によることは、必ずしもギルバートの銀行論に俟つまでもない。過去の實例に徴

しても、銀行の失策や破綻は主として當事者の背任行爲に原因してゐるやうである。これはこゝに説明するまでもなく、讀者の中にはその實際を経験してゐる方もあることゝ信じる。全國に涉つてその數二千に近い銀行の中には肩書欲しさに自ら運動して取締役とか支配人とかになる者もある。又表看板を飾らんがため地方の名望家とか、資産家とか、勢力家とか、爵位勳等の所有者とかを重役に押立て手腕見識等の如何は顧みないで、満足してゐるものが随分あるやうである。銀行利用者にありてもそれ等の表看板に眩惑されるといふ譯もあるまいが、とかくかやうなものへ近寄り易いものと見え、いはゆる重大な結果を來すやうになつてはじめて氣付くといつた様子である。

右申すやうな無邪氣な、むしろ憫然な心事を有する重役は、本人自身の罰といふよりも周圍の事情の不潔なことに對して、監督官廳の眼の光るべきところである。それよりも憎んで尙餘りあるのは、自己の慾望野心を果さんがために種々の陋策を用ひてその地位につく連中である。かやうな重役實に恐るべしで、失態とか破綻とかは豫定

の行動、おのれ自身の腹を肥すとか、又は豫ての野心を満足せしむるとか。他に目的はないので、この手に乗つた銀行はいふに及ばず、預金者こそはい、迷惑である。池中に投じた石は小音をたて波紋なりとも描いて愛嬌を示すが、これは小鳥を捕へた鷺の如く、頭も尾も残すところなくペロリ知らぬ顔の半兵衛を構へる。注意すべし、怖るべし。

重役は名譽職や飾物でもなければ、又野心家に慾望の満足を與へる方便物でもない。着實であり眞剣であるべき要職である。この要職に當るべき者の資格については種々の方面より考へなくてはならぬ。その主なる事項は、

1 銀行と一身を共にする程の誠實正直なること。

2 一般商業及經濟に相當の知識を有し銀行經營の力量を有すること。

3 公共的觀念發達し一般に信用あり尊敬を受くべき人物なること。

の如きものである。これ等一々の項目について下手な長談議をなさんよりも、前日本

銀行總裁井上準之助氏が、かつて東京手形交換所新年宴會席上においてなされた演説の大要を紹介するに如かずと思ふ。銀行業者とし又銀行利用者として心得べきことであると思ふ。左にその要領を摘記しよう。

經營者の守るべき第一の原則 前略昨年末若干の銀行が支拂停止をなすに至りしこ

とは財界の爲め洵に遺憾に耐へざるところなり。しかしてその失敗の原因は或は重役が銀行の資金を勝手氣儘に投機に使用したるか、或は資金を固定せしめたるか、或は得意先に對して過當の融通をなしその失敗により損失を招きたりといふが如く、銀行經營者の守るべき第一の原則を無視したる結果にして、多年身を銀行界に置く所謂専門の銀行家を以て任ずる者より見れば餘りに不謹慎に、又餘りに思慮の足らざりしが如く考へられ、一層遺憾に感ぜらるゝ次第なり。かくの如き出來事は過去において屢屢繰り返へされたるが、將來を警戒するため吾人斯界に身を處する者の常に研究を怠るべからざるところなり。予は新年の休暇を利用して、かつて一讀したることある英

國の銀行に關する二三の古き書物を涉獵したるに、それ等の書物において著者が銀行の經營法又は銀行業者の守るべき方針等につき説くところは、恰も數十年後の我が國今日の事情を目撃して吾人に注意を與へられたるが如く感ぜらるゝ箇條多々あるを以て、今夕は新年宴會の事なれば温故知新の意を汲み、この古き書物の所説について所感を述べ、以て新しき今日の事情の研究材料たらしめたき考なり。

重役の資格 銀行の重役たるものゝ資格について述べたるところを見るに、

第一、一般公衆に信用あること。

第二、相當に商業上の知識を有すること。

第三、聲望あり、尊敬を受くべき人物なること。

第四、正直誠實なること。重役は重役ならざる他の株主以上に銀行より利益を得んことを望むべからず。又重役は多數の預金者又は一般關係者の重要なる附託を受けてその地位にあるものなることを忘るべからず。もし重役にして正直誠實を缺くに

においては、多額の財産を破滅に導き社會に多大の害毒を流すこととなるべし。惟ふに銀行は重役の銀行に非ざるはいふまでもなく又株主の銀行にも非ずして、預金者の利益に最も重きを置きて經營すべき公益機關なり。然るに我國の現状においては往々銀行業者にして銀行が預金者の貴重なる財産の受託者なることを忘れ、その附託せられたるものを自己の私有物の如くに誤解せるものなきに非ず。又銀行の破滅は他の事業會社の場合と異なり、啻に一事業の破滅に止まらずして廣く財界に大なる影響を與ふるものなる。即ち銀行の信用機關たる所以を十分に理解せざる傾向を認むるは甚だ遺憾とする所なり。

第五、資産状態健全なること。銀行の重役が銀行より資金を引出すことの不當なることを極力警戒し、むしろ重役は自己の銀行と取引すべからず。すべからず他の銀行と取引すべしとまで極言せり、又もし銀行が重役に對し特別なる融通をなすが如き不取締を默許するにおいては、重役をして各種投機を試むることを容易ならしめ

ひいては他の取引先に對する銀行の態度をして放慢且不規律に陥らしめ、つひには銀行の破綻を招くに至るべしと述べ居れるが、事業家が自ら銀行を經營するが如きは銀行經營上最も弊害を醸し易きものたることは數十年來認められて居るところにして過去における銀行の破綻は最も多くこの原因より來りたるに拘はらず、我が國においては今日尙かくの如き明瞭なる弊害をも改むること能はずして、その爲めに財界に不祥事を惹起せるが如きは誠に遺憾とする所にして、銀行業に關係を有する人の反省を希望して止まざる次第なり。

第六、銀行業務に注意を拂ふべき人たること。銀行の重役たるものはその業務の重要なるに鑑み、又公衆より受くる重要なる附託に背かざらんがため業務の上に十分の注意を拂はざるべからざることを説き、銀行の重役たるために名譽と信用尊敬とを受けながら何等重役たる職責を盡さざることの不合理を戒め居れり。銀行が重役の信用を以て預金を吸収し居る以上重役たるものは銀行の業務に注意を拂ふ能はざ

りしの故を以て毫もその責任を回避、輕減するの口實と爲すべからず。苟も銀行重役に名を列するものは銀行業務の性質上あくまで責任を負ふの覺悟なかるべからずと考ふ。

經營者の選任 次に著者は銀行の經營者たる頭取、専務乃至支配人の選任につき詳細なる注意を與へ、その選任は業務上の資格を具備したるもの、即ち實際銀行業の經驗を有するものよりなさるべからず。若し然らずしてその人が或は財産家なるため、或は紳士なるため、或は社交に長じたるの故を以て或は交友の多き故を以て之を選任するが如きことあらんか、これ宛も何等機械上の知識、經驗なき者を唯旅行好きなるの故を以て汽車の機關士に任ずるが如きものにして危険此上もなしと述べたり。上述の點につきて我國の現狀を考察するに、經濟上の發展に伴ひ經濟組織は複雑に赴き、今日においては銀行業はすでにいはゆる専門家の經營の範圍に屬するものにして、斯業に何等經驗なきものがこれに従事し、又は單に片手間仕事としてその經營に當るが

如きは、都會においては勿論、地方においても亦その規模の大小を問はず、心得違ひの甚だしきものにしてこの點につきては汎く社會一般の注意を喚起せんと欲す。中略

銀行家の性格 尙次に汎く銀行家たるもの、性格と銀行内部の組織、取締につき詳細の説明を與へ居れり。銀行家たらんとするには非凡なる手腕、才幹の人たることを要せず。寧ろ常識の圓滿に發達せる人たるを要す。銀行家は詩人、哲學者、科學者、文學者乃至雄辯家、政治家たることを要せず。換言すれば銀行家たるには或特殊の才能が異常に發達し居ることを必要とせずして、むしろ各種の才能が一樣に發達し居ること、即ち或特殊の才能が缺け居らざることを必要とす。次には決斷心、即ち凡ての事情を斟酌して速かにこれに對し決定を與ふる性質を要す。又一旦決定したる以上は確乎たる決心をもつてこれを斷行するの勇氣あること、即ち適當の場合に諾否を明言し得る人たることを要す。更に又自己の短所を知ること、要す云々、以下略す、

一一 業務監督者

實際業務の監督をなす者は重役の一部をなす監査役である。監督役については次の項に詳説する。

以上重役としての人物及任務について長々讀者を煩はしたが、要するに銀行の實績の如何は當事者の如何によつて決せられるところが大であるから、銀行の觀察には重要な一事項であることを忘れてはならない。看板や體裁にまどはされたり、資産や評判のために眩惑されたり、地方的の勢力の下に威壓されて否應なしの預金等は嚴につつしまなくてはならぬ。昔から金に親子はないとさへいはれてゐるぐらゐであるからたとへ地位が高からうが又資産家であらうが、人格が下劣で投機に手を出すとか、他の事業に關係が深いとか、何かの野心家であるとか、いふ人物を重役とせる銀行に對しては警戒せねばならぬ。銀行良否の甄別には重役の如何を見れば足りるとさへ極言してゐる人もあるが、それは餘りの極端な議論であるとしても一面の眞理は窺ふことが出来る。

十五 銀行の監督

本章で述べんとするは主として株式會社における資本主の立場から自己の投じた資本が如何に運用され、如何なる成績をあげつゝあるかを監督する方法であつて、前々章に述べたる銀行の検査と相俟つて業務上の不正を監督し發展を圖る手段である。我國法規の定むる監督の方法には株主總會と、株主總會において選出せる監査役の手によるものとの二つがある。

一 株主總會

自己の投じた資産によつて營業せる銀行の成績が如何になりつゝあるかについて注意することは資本擁護の意味ばかりでなく、預金者即ち一般公衆に對して迷惑をかけることがあるかないかといふ意味においても必要であり、又當然の義務もあるのである。然るに世間多くの株主は至極この點に冷淡で、毎年二回の配當金の滞りなき支拂

ひを受けさへすれば、それが蝟配當であらうが、何んであらうが、別にお構ひのないのが通例のやうである。制度上に設けられた折角の株主總會もほんの形式で、極端な銀行になると別に會議を開くこともなく、決議録を認めた書面を持廻り、證印を貰つて事済みとするの類もある。かやうに株主總會を輕視し株主として別に注意も拂はないのが、惡徳重役や支配人等が不正を働いて、預金者にまで迷惑をかける一原因をなしてゐる場合もないとも限らない。株主總會は世間普通に考へられてゐるやうに輕々しいものでなく、銀行監督上は勿論銀行經營上最も貴重な最高機關である。商法第七十五條に取締役と雖も株主總會の認許あるにあらざれば、自己又は第三者のために會社の營業の部類に屬する商行爲をなし、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員となることを得ずと規定してある。以て株主總會のいかに貴重なる機關であるかは知ることが出来る。株主總會を組織する株主として法規の定むる権利は次の如くである。

- (イ) 會社の經營に參與するの權即ち議決權。
 (ロ) 營業上利益の生じたる場合にその分配を請求するの權。
 (ハ) 解散の場合殘餘財産分配の權。
 (ニ) 株主總會における決議の方法が法令又は定款に反するとき、又總會において決議に對し異議を述べたる時、又正當の理由なく總會に出席することを拒まれたる時、又總會招集の手續が法令又は定款に反するとき、決議の無効を訴ふことを得るの權。
 (ホ) 重役となり得る權。
 (ヘ) 株主名簿・社債原簿・決議録・決算報告書・財産目録・貸借對照表等を本支店の何れにて營業時間内何時にても閲覽するの權。
 (ト) 定時總會の前營業時間内何時にても、前項の書類の他準備金及利益配當に關する議案を閲覽するの權。

- (チ) 株券變更書換を請求するの權。
 (リ) 資本の十分の一以上にあたる株主は、會議の目的たる事項及その招集の理由を記載したる書面を取締役に提出して總會の招集を請求するの權。
 株主の權利は以上の如くである。これによつて組織さるゝ株主總會は定款を以て總會の權能に屬しないことを規定せざる以上は萬能の決議權を有し、如何なる些細な事項も逐一決議して他の機關を拘束することが出来る。銀行定款の如何によつて一様ではないが法律は重要な事項については必ず總會の議決に俟たざるべからざること、し以て重大な事項を輕々と他の機關の裁量に放任することを避けてゐる。例へば
- (イ) 定款の變更。
 (ロ) 取締役及監査役の選任。
 (ハ) 解散又は合併。
 (ニ) 財産目録及貸借對照表利益配當の承認。

(ホ) 不正不當に對する訴訟。

等はその主なるもので、學者はこれを稱して總會の專屬事項とさへいつてゐる。以上の如き權能ある株主總會を有名無實に葬むるが如きは株主としても責任を免れないが、銀行としても折角の機關を無視するやうなものは取るに足りないものである。

一 監査役

銀行としての最高權威ある株主總會において選任され、商法上の規定にもとづいて業務を監督すべき任務を帯べる監査役は、株主を代表する銀行の監督者で、取締役や代表者の如く積極的に仕事する權能を有してゐない。株主に代つて諸般の事項を調査監督する役目で、取締役に對し營業の報告を求め、諸帳簿その他の書類を自由に閲覽し説明を求めることが出來、必要と認むるときには株主總會を招集するの權利まで與へられて居るので資本家側の唯一の味方である。

左に商法の規定せる株式會社における監査役の職能に關する條文を摘記せんに、

商法第百八十一條、監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及會社財産ノ狀況を調査スルコトヲ得

同第百八十二條、監査役ハ株主總會ヲ招集スル必要アリト認メタルトキハ其招集ヲ爲スコトヲ得此總會ニ於テハ會社ノ業務及會社財産ノ狀況ヲ調査セシムル爲メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

同第百八十三條、監査役ハ取締役カ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス

同第百八十四條、監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ス但取締役中ニ缺員アルトキハ取締役及監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フヘキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニヨリ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第百九十二條第一項ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ承認ヲ得ルマテハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ス

監査役は右の如く監督上の重要な任務を帯びてゐるのであるから、相當の眼識あり定見ある者が誠實に職能を果しきへすれば自治的の監督は十分に行はれ、銀行の破綻は勿論大なる不利も未然に防ぐことは難事でない。しかるに實際は仲々理想通りにいかないものと見えて爵位勲等だの名望だの表看板を飾つて徒らに花瓣の美に蝶を誘はんとしたり、嚴然とした監督の位置にあるべきはずの者が他の重役と妥協協議の上一つの役割の如き情實によつて選任されたりする。多い中には選任の方法人物その宜しきを得たものもあるが、半ヶ年振り一回半季報告調印のため半日ぐらゐちよつと顔出するといつた調子のもが多いので、豫期の効果のあがらないのがむしろ當然で、効果のあるのは不思議といつてよい。折角の法の精神もだいなしにされてゐるといつて或ひは過言でないかも知れぬ。當務者と共に監査役の人物職能行使の如何は銀行の良否甄別の重要材料である。

十六 銀行員の素質

こゝに銀行員といふは支配人以下の使用人のことである。銀行業務は重役の統率の下に使用人が夫々その任務を果すことによりて運行するのである。如何に大資本を擁し、完備せる組織をなし、將又賢明なる重役をいたゞくと雖も、部下そのよろしきを得るにあらずし何ぞ良果を結び得ん。したがつて善良な使用人を有すると否とは成績の如何に拘はる所以であることは他のすべき事業と比較して考ふるも同じである。銀行が使用人を採用するにあつてはその人物信用才能の如何につき十分の注意を拂ふべきものであると共に、一度採用した後はこれが指導につき大いなる努力を要するのである。近來の如く人物の多い世の中では費用さへ支出し得ればその選擇は殆んど自由といつてよい。

眞に銀行を知らんとするには行員の修養程度・素行・氣風の如何等につきても詳細な

観察をなすことが必要である。人は環境によつて支配されることが多いことを思はひ、不良な使用人の多いところにその實質の善良を期するは、木によつて魚を求めんとするに等しいものである。まして信用を看板とし一般公衆を相手とする銀行業においてをやである。

十七 観察上の注意

銀行観察上の注意として別にとりたて、述べる程のことものないが、世人の難事としたる銀行の善悪良否の甄別については注意した上にも注意を拂ひ、輕舉妄斷に陥つてはならない。本章では動もすると陥り易い弊風について観察研究上の態度を明かにしたいと思ふ。

第一は観察研究の立場である。何事によらず情實にとらはれず、噂に屈せず、誘惑の言葉に惑はず、嚴然として條理によるにあらずんば到底満足公平な結論に達するこ

とは不可能である。近來の如く宣傳や廣告が巧妙を極めるやうになつては動もするとそれがため正當な判断を誤ることがないとも限らない。殊に預金爭奪の激しい今日の銀行界に對しては特にこの點に注意することが必要である。

第二には観察研究の方法である。通俗には比較又は相對的の見方によつて良否を判定せんとする風がある。これは子供が修學旅行の際になす見方にすぎない。徹底した観察といふことは出來ぬ。甲銀行は乙銀行より確實であるといふも、未だ甲銀行が良好であり、乙銀行が不良であるとはいへぬ。かゝる見地により選擇するものとせば遂には銀行は第一のもの以外には存立することの出來ない結論に到達する理である。かくの如き見方は全然とるに足らぬ。要するに比較研究にのみよりて銀行の選擇をなすは一面の眞理は在り得るも、甚しき謬見といはねばならぬ。個々に觀察研究することをも根本義とし、一つの資料として他行との比較研究を試みるの方法によるべきである。

第三には斷案の下し方である。第一の如き立場から第二の如き方法で觀察研究して

その結論には果して如何なる注意が必要であるかといふに、

(イ) 一つの事實を以てたゞちに断定の材料としてはならぬ。

複雑多岐に涉れる銀行業務の中或る一點に不良なる點があれば第二第三の點も不良と見、この反對に或る一點が善良であればその他の點も善良なりと断定するのが通例の解釋で、銀行の立場よりいはいはゆる素人の評判に閉口するといふのか即ちこの種の断定である。一つの不良を見出せば他の善良は決して耳にも入らない。これ銀行業者が嘆聲を漏らすところである。さう簡単に断定を下すのはかへつて危険を伴ふのである。或る一點の善良なるがため悉くを善とし、大穴にはまることのないとも限らない。例へば配當は一割以上にも上り株式時價は額面以上にあるものも、資金運用の状況は極めて不良なものが有り得るのである。又利益金が少なく配當も碌々出来ないやうに見えてゐても案外營業の遣口が賢實であつて徐々に地盤を作らへてゐるものがある。そこで断定を下す前には種々多方面から觀察し、大前提を置けば小前提も設ける

といつたやうにあるべきである。

(ロ) 矛盾を發見した場合にはその實情を究めること。

次に一方の觀察と他方の觀察とが兩々相反する場合はその何れによるべきであるかは極めて困難なる問題である。かゝる場合に際して何が故にかくの如き矛盾が生じて來たかを考へて見なければならぬ。例へば重役以下行員の學識人格が優れて居るに拘らず固定貸が多く且つ配當率も低い、これは従前の重役が失敗の結果残した傷が未だ癒えてゐないためであるとか、又銀行の所在地が商業地にあらざる關係上不動産以外には優良な擔保物がないのに起因してゐて、貸出其のものは取引先が確實である季節に至ればその大部分は殆んど間違なく回収せられる事情に在るとか、それ相當の理由を探究しなければならぬ。その上において自ら適當と信ずる判断をなすべからざるである。

銀行は何！お金の番小屋さ。銀行員はその番人で、重役は小屋の鍵持。とは教育家労働者實業家誰彼となしの陰口。おれは偉いぞ！とは重役だけだ。かうまで墮落させたのは扱て誰の罪だらう。銀行家自身の罪である。預金者の罪でも社會の罪でもあるまい。銀行の同業者間では更にそれは誰々△△銀行等の罪だ。出来もしない僻に銀行を開いたり、重役になつたりするからだ、とは異口同音に發する語であるに違ひない。さて罪のなすり合ひをしたところがとり返しはつかないのだから、温古知新古きを尋ね失敗の轍を踏まぬやう心掛けることが必要である。又新しきを知つて社會の進歩に遅れないやうに改善することも結構である。お互がお金といふ問題を離れることの出来ない間は何としても銀行を見捨てるわけにはいかないのであるから、銀行家自身は勿論のこと、政治家も教育家も實業家も役人も共々に研究調査して、改善に改善を加へて安心して利用も出来れば、經營も出来るやうにして、いらぬことに腦む勢力を生産に教育に用ひたいものである。お互に内輪げんかをしてゐる間に世間はどん／＼複雑に

なつて来て、遂ひには完全な食物さへ得られぬ悲境の位置に沈淪しなくてはならぬこととなるかも知れない。古來數千年間國體がどうの政體がどうのと随分誇りもし、自重もして來た國民今更バンの問題で苦しまれねばならぬやうになつては、祖先に對しても申譯けがなく他國に對しても面目ないことである。

運ぶもしない筆を以て銀行の見方など書かなくてはならないやうになつて來たことを思ふと、うたゝ感慨無量である。しかしこれも考へやうで、今迄は銀行等のことを知る必要がなくてすんでゐたのに社會の進歩複雑になるにつれて、少しでも經濟的に活動せんとする氣風に満たされて來たと思はば瘠我慢も張れないことはない。餘計なおしやべりはよして長たらしく述べたところをかいつまんでいふと、銀行の眞のところを見んとするには建物の美や、重役の肩書や、資本金の額や、支店の數だけでは足りない。もつと奥に入つて正體をつかまなくては夜店の品物を買つたと同じ愚を演ずることになる。

曰く

銀行は一般公衆の利用する機關で、性質によつて夫々特殊の目的をもつてゐる。その一般業務とするところは要するに資本金と信用とを保證とし他人の資金を預りそれを他へ融通して利鞘を儲けていくのである。營業の要領は僅かそれだけであるが他人の大切なお金を預るのであるから、誠實に失策のないやうにしかも出来るだけ社會に對して有益に營業すればよいのである。

かうした意義において存在の價值があり、しかも独自の價值を有し、その價值は改善進歩の可能性をもつことになるので、社會の死物でなく活物であり得るのである。その誠實注意の程度、奮闘努力の如何によつて善惡良否の差別が付き、發展か退歩かの岐路が定まるのである。

一般國民は活眼を開き以て不注意にして誠實を缺ぎ我利々々でしかも改善の可能性なき不良は斷じてこれを排し、善良有爲なるものは大いにこれを援助するのが個人よ

しての務であり、且つ又それが社會國家に奉仕する所以である。

附録

(1) 假設銀行貸借對照表

(シテハ説明ノ便宜上某銀行數字ヲ基礎トシテ假設シタルモノナリ以下同ジ)

資 産	金 額	負 債	金 額
拂込未済資本金	二、五〇〇、〇〇〇〇〇	資 本 金	一〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇
證 書 貸 付	九五、五〇〇二五〇	法 定 準 備 金	二、〇〇〇、〇〇〇〇〇
手 形 貸 付	一六、二五、二五七五〇	別 段 積 立 金	五〇〇、〇〇〇〇〇
當座預金貸越	六、三〇〇、二六二八〇	配當平均準備金	一〇〇、〇〇〇〇〇
コール、ローン	一、二〇〇、〇〇〇〇〇	所有物銷却基金	七〇、〇〇〇〇〇
割引手形	六、五三、二六八〇〇	公 金 預 金	八〇〇、〇〇〇〇〇
荷付爲替手形	二、一五、二六二〇〇	當 座 預 金	五、五五、三〇五、二二三
他 店 へ 貸	一、八三、六〇二五〇	特別當座預金	八、一〇五、二四一六三

(3) 同準備金及利益配當ニ關スル書面

利 益	利 息	割 引	手 引	有 價 證 券 利 息	株 式 配 當 金	有 價 證 券 償 還 益	雜 益	前 期 繰 越 金	計		
額	一、八〇〇、〇五二七四	一、九四、〇二五七〇	四〇、二三四五〇	三二〇、五三二六三〇	五〇、三九二五六〇	四三、五〇〇〇〇〇	三三、九八三七六二	五三、七二二六〇	四、一〇五、四三二五八六		
損 失	利 息	割 引	手 引	震 災 二 家	屋 鋪 却 高	稅 金	給 料	旅 費	營 繕 費	雜 費	當 期 純 益 金
額	二、一〇三、三七二五〇	二二、〇〇五〇〇	二九、六三八五六二	五〇、〇〇〇〇〇〇	八五、〇二八〇〇	九一、〇二五〇〇〇	八、三〇五〇〇〇	九四、三二〇五〇〇	二二〇、二五六二四	一、一〇〇、五二二五〇	四、一〇五、四三二八六

(2) 同損益計算書

仕 拂 承 諾 見 返	預 金	諸 公 債 證 書	社 債 券	株 券	營 業 用 土 地	建 物 什 器	所 有 動 産 不 動 産	現 金 有 高	合 計				
三〇〇、〇〇〇〇〇〇	一〇〇、〇〇〇〇〇〇	八、〇〇一、五〇〇〇〇〇	一、八〇二、五〇〇三、五〇〇	一、二六、三二二一六〇	一、四〇〇、二五〇〇〇〇	一三五、六五〇〇〇〇	五〇、四五二、二九四七〇	六〇六、一七二六〇五	五二、〇五八、五〇九八五				
通 知 預 金	定 期 預 金	他 店 ヨリ 借	仕 拂 承 諾	借 入 金	コ ー ル マ ネ ー	再 割 引 手 形	未 拂 配 當 金	未 拂 利 息	未 經 過 割 引 料	未 納 稅 金	當 季 純 益 金	內 前 期 繰 越 金	合 計
二、五〇六、二三五二二〇	一〇、五三二、一五三五四〇	三、四〇〇、五〇〇〇七〇	三〇〇、〇〇〇〇〇〇	五、五三六、〇〇三〇〇〇	一〇〇、〇〇〇〇〇一	一五八、〇〇〇一五〇	一、〇五〇〇〇〇	三八、二〇〇〇五〇	一八二、三〇〇一五〇	二二、〇〇〇〇〇〇	一、一〇〇、五二二一五〇	五三、七二二一六〇	五二、〇五八、五〇九八

當期純益金	壹百貳拾萬五百貳拾貳圓拾五錢也之ヲ處分スルコト左ノ如シ
法定準備金	拾萬圓
別段積立金	拾萬圓
配當平均準備金	臺萬圓
所有物償却基金	五千圓
賞與金	三萬圓
配當金	三拾七萬五千圓 <small>(舊一株 二圓五十錢 新一株 一圓二十五錢) 年壹割</small>
後期繰越金	五拾八萬五百貳拾貳圓拾五錢

(4) 銀行條例

(明治二十三年八月二十五日 法律第七十二)

第一條 公ニ開キタル店舗ニ於テ營業トシテ證券ノ割引ヲ爲シ又ハ爲替事業ヲ爲シ又ハ諸預リ及貸付ヲ併セ爲ス者ハ何等ノ名稱ヲ用キルニ拘ラス總テ銀行トス

第二條 銀行ノ事業ヲ營マムトスル者ハ商號、資本金額及本店ノ所在地ヲ定メ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ(大正五年三月法律第十三號ヲ以テ改正)

銀行カ他ノ事業ヲ兼營シ又ハ支店ヲ設置セムトスルトキ亦前項ニ同シ(明治三十三年一月法律第五號ヲ以テ追加大正五年三月法律第十三號ヲ以テ改正)

第二條ノ二 銀行カ前條第一項ニ掲クル事項ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ支店ノ所在地ヲ變更セムトスルトキ亦同シ(大正五年三月法律第十三號ヲ以テ追加)

(注意) 第二條ノ三、四、五ハ脱落ノ爲巻末ニ載録ス

第三條 銀行ハ每半箇年營業ノ報告書ヲ製シ地方長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ送付スヘシ

シ

第四條 銀行ハ毎半箇年貸借對照表ヲ製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

(明治三十三年一月法
律第五號ヲ以テ改正)

第五條 銀行ノ登記スヘキ事項ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ要スルモノアルトキハ其認可
書ノ到達シタル日ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス(明治廿八年二月法律第一號ヲ以テ刪除
同卅三年一月法律第五號ヲ以テ追加)

第六條 銀行ノ營業時間ハ午前第九時ヨリ午後第三時マテトス但營業ノ都合ニ依リ之
ヲ増加スルコトヲ得(明治二十八年二月法
律第一號ヲ以テ改正)

第七條 銀行ノ休日ハ大祭日、祝日、日曜日及銀行營業地ニ行ハルル定例ノ休日トス
但止ムヲ得サル事故アルトキハ地方長官ニ届出テ豫メ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ公告
シタル上休業スルコトヲ得

第八條 大藏大臣ハ何時タリトモ地方長官又ハ其他ノ官吏ニ命シテ銀行ノ業務ノ實況
及財産ノ現況ヲ検査セシムルコトヲ得

第八條ノ二 大藏大臣ハ銀行ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ其
事業ノ停止ヲ命シ其ノ他ノ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得(大正五年三月法律第
十三號ヲ以テ追加)

銀行カ法令定款又ハ大藏大臣ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタルト
キハ大藏大臣ハ事業ノ停止若ハ役員ノ改任ヲ命シ又ハ營業ノ認可ヲ取消スコトヲ得
(同上)

第九條 大藏大臣ノ認可ヲ受ケスシテ銀行ノ事業ヲ營ミタルトキハ其營業主ヲ千圓以
下ノ罰金ニ處ス(明治三十二年三月法律第五十二號、大
正五年三月法律第十三號ヲ以テ改正)

第十條 左ノ場合ニ於テハ營業主ヲ十圓以上千圓下ノ過料ニ處ス(大正五年三月法律
第十三號ヲ以テ改正)

- 一 第二條第二項又ハ第二條ノ二第一項ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 第三條ノ報告若ハ第四條ノ公告ヲ爲サヌ又ハ其報告若ハ公告中ニ虚偽ノ記載ヲ
爲シ若ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 三 第八條ノ検査ヲ妨ケタルトキ